## 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

# 20世紀初頭ドイツ化学工業と環境闘争: 1907/09年 イエガー会社の事例

田北, 廣道 九州大学大学院経済学研究院: 教授

https://doi.org/10.15017/20004

出版情報:經濟學研究. 78 (1), pp.41-79, 2011-06-30. 九州大学経済学会

バージョン: 権利関係:

# 20世紀初頭ドイツ化学工業と環境闘争: 1907 / 09年イエガー会社の事例

田 北 廣 道

#### はじめに

19世紀後半ドイツ化学染料工業は急成長をとげ、20世紀初頭には天然染料の輸入国から脱却しただけでなく、世界市場を席巻したことは、周知の通りである(Andersen, 1996:表1を参照)。その間、製品開発による高い内部蓄積、国際的な販売戦略の展開、職員・労働者の階層的組織の形成、科学技術的な研究成果の生産への応用などを通じて、先端産業の一つとして寡占的大企業の成立をみたことは、加来氏の優れた業績によって余すところなく明らかにされている(加来, 1986)。その飛躍的な発展の画期は、1860/70年代の創生期に続く、1880年代後半以降の「生産の科学化」(Andersen, 1990, p.163)の時期のことだった。この点は、化学企業の雇用労働者数の比較から容易に確認できる。BASF、ヘヒストと並ぶ巨大企業に成長したバイヤー会社が本拠とした、デュッセルドルフ行政管区の1874年時点での状況を見ると、36化学工場の平均は50人未満に過ぎない(Beyer, 1876, pp.20-27)。その最大規模も、「1873年にバルメンに立地するヴェーゼンフェルト化学工場が倒産した後、150人を超える規模の工場は、当該管区にはない」(op.cit., p.67)とあるように、せいぜい120-30人程度だったからである。事実、バイヤー会社で働く労働者数は、1875年に119人、1881年に401人、1888年に1,100人、そして1896年には3,600人に急増している(加来, 1986, pp.57,102)。

表1 ドイツにおけるタール染料の輸入・輸出量(単位、トン)

	アニリン/タール		アリザニン		インディゴ (天然・人造)	
<b>年</b>	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
1872	640	407			1,410	510
1880	500	2,140	18	5,888	1,232	497
1890	621	7,280	13	7,905	2,008	733
1900	1,174	23,781	39	8,591	564	1,873
1909	2,107	47,777	390	9,749	85	16,110

[典拠] Andersen, 1996, p.239の表から作成。

<sup>1)</sup> 本論は、科学研究費補助金・基盤研究(C)「独占形成期ドイツにおける環境闘争:化学工業を例として」(平成22-24年:課題番号22530341) に基づく研究成果の一部である。

しかし、そのような短期間での化学工業の急速な発展は、自由な市場条件の下で進展したわけではない。環境史家 J.ラトカウから、「化学工業は、19世紀前半の初期的段階でも、環境の観点から最も不快な産業部門であることは知られていた」(Radkau, 1997/99, p.369) と表現されたように、有害物質を扱う危険な産業として様々な規制のもとに置かれていたからである。1845年プロイセン政府は「一般営業条例」を発布して、火災・煤煙・悪臭・騒音など住民に大きな不利益・危険・迷惑を与える恐れのある業種に関して、事前営業認可の取得を義務づけたが、「あらゆる種類の化学工場」は、初めから対象に挙げられていた(Mieck, 1967:表2)。1855年には化学工業の危険性と重要性とに鑑みて、独自の認可制度さえ設定された(典拠も含めて、田北, 2006, pp.25 43)。

もちろん、企業家の側は強く反発した。とりわけ、「ドイツ化学産業利益擁護連盟」(以下、「化学連盟」と略す)は、政府・議会に対して「化学工業の公式機関として対峙すること」(CI, 1, p.1)を目的にして1878年に設立されたが、関税・租税、鉄道料金、保険制度と並んで「経営に対する行政・法的規制」を改革目標に挙げていた。「工場主の要求と苦情とに関して個々の企業 (工場) が行うよ

#### 表 2 1845, 1861, 1869, 1900年の事前営業認可取得義務のある業種

- 1) 共通:火薬・花火・発火剤、ガスの製造・貯蔵、石炭(褐炭\*) タール・コークス (原料産地以外に建設されるという限定付)、磁器・陶器、ガラス炉、石灰・煉瓦・石膏、鍛造所、あらゆる種類の化学工場、化学漂白、二ス、蝋引き布、ガット・弦、膠、石鹸・魚油、骨焼き・加工、蝋燭細工、獣脂、屠殺場、皮鞣、皮剥、人糞肥料、水力によって駆動される施設
- 2) 1861年に除外\*: 鏡、麦芽製造、砂糖精製、チコリ製造、風力により駆動される施設、火酒・ビール醸造、蒸気機関・ボイラー
- 3) 1861年に修正:精錬所・高炉 (粗製金属獲得のための施設と培焼炉)、鋳造所 (単純な坩堝鋳造ではない 限りという限定付き)、澱粉 (ジャガイモ以外を原料とするという限定)
- 4) 1861年に新設:屋根紙・布
- 5) 1869年に新設:石油蒸留 (精製) 施設、動物の毛の加工
- 6) 1900年に新設:ホップ・硫黄乾燥、アスファルト・ピッチ (原料産地以外に建設されるという限定付)、 藁製の製紙、ボイラーと鋲打ちにより金属容器とを作っている工場、カリ工場と熱したタール油で木に防水 を施す施設、人造ウール、セルロイド・皮革用油脂、鋲打ちにより金属管を作る工場、鉄船・鉄製橋など鉄 製建築材料を作る工場、タール蒸留施設、化学的手法で木材などからセルロース・紙原料を作る施設、アル ブミン紙を作る施設、鞣されていない皮の乾燥・塩漬けのための施設、鉛・錫・亜鉛メッキ施設、フレス盤 を使って鋼鉄球を作る施設、導火線・電気点火具を作る器具
  - (注)\*「産業施設の建設に関する法の実施のための指示を含む追加指令」 1) によれば、鏡からビール醸造に至る業種は「一般の建築・火災・公衆衛生関係の規定」に従って、そして蒸気機関・ボイラーは、1861年「法」の§.12「それら規定に加えボイラーの設置に関する商務相の一般的決定に従って」判定が下される (Mbll, 22, pp.172 73: GS, 1861, p.752 753)。

[典拠] 1845年「一般営業条例」§.27 (GS, 1845, p.46)

1861年「産業施設の建設に関する法」§.1(GS, 1861, p.749)

1869年「北ドイツ連邦営業条例」§.16(BG, 26, 1869, p.249)

1900年「帝国営業条例」 §.16(Reichs Gesetzblatt, pp.876 877)

り、はるかに大きな権威と成功の見通しをもって取り組むことができる」(op.cit., p.1) からである。したがって、「化学連盟」創設以来、営業認可制度(法・「執行規則」)の改正は、重要課題の一つとなっていた(Henneking, 1994, pp.112 137)。この点は、「化学連盟」会長に選出されたヴェンツェルが、1881年の総会で行った演説から明瞭に読み取れる。「新規の発明の場合、その成功は工場主による(新製品の)可及的速やかな市場供給に依存しているので、ドイツ産業にとって最適な経済局面は失われてしまう。なぜなら、ドイツ流の認可手続きに無縁なイギリス人が、競争相手として常に大きく先行することになってしまうからである」(CI, 4, p.330)と述べて、国際競争の前に立ちはだかる最大の障害の一つと、理解していたからである。ただ、この時期の活動も、少なくとも「化学連盟」からみれば、根本的な解決をもたらさなかった(Henneking, 1994, pp.120 122)。

しかし、法・執行規則のレベルではないとしても、実際の審査過程では確実に変化が起きていた。都市デュッセルドルフ在住の弁護士、L.フォッセンは、「化学連盟」の法律顧問として法・執行規則の改正のために努力していたが(Henneking, 1994, p.122 123)、1892年以来帝国宰相宛におこなってきた嘆願活動の足跡を回顧して、次のように興味深い総括をしている。「少なくとも、中小規模の企業(工場)に関して、ここで取り上げた弊害は、最近改善されるどころか、むしろ悪化さえしている」(Vossen, 1909, p.327)、「当局が、その機嫌を損ねたくないと通常考えるような巨大経営と比べて、同じような寛大な扱いをうけられない中小規模の企業からの苦情が多い」(op.cit., p.389)。寡占的大企業の形成後、認可審査にあって、中小企業との間に大きな格差が生まれたというのである。

本論は、まさにフォッセン論文が執筆された20世紀初頭に、認可審査において悪戦苦闘を強いられたと考えられていた、中規模の染料会社を取り上げる。研究対象は、都市デュッセルドルフ郊外に立地するイエガー会社、とくに1907/09年に発生した環境闘争である。このイエガー会社は、ドイツでフクシン(アニリン赤)生産に先鞭をつけた企業として、タール染料史に鮮明な足跡を残している(Pohl, 1987, p.50)。いやそれだけではない。第一次世界大戦前のライン地方の化学企業をめぐる環境闘争を網羅的に検討した R.ヘンネキンクから、「13度の認可申請の全てで抵抗を受けた唯一の企業」(Henneking, 1994, p.393)と表現されたように、1860年代の創業期から繰り返し抵抗に遭遇したため、多様な類型の史料が長期間にわたり多数伝来することになった<sup>2)</sup>。角度を変えれば、化学工業の発展につれ認可審査手続きと、闘争に関与する諸主体(中央政府・自治体、企業、市民)間の関係とに生じた変化を、時代を追って考察するという筆者の課題にとって絶好の条件を備えている。なお、イエガー会社の史的なプロフィルや主力工場の展開については別稿に譲り(田北, 2010a, pp.75 76)、この場では20世紀初頭の特性を浮き彫りにするために、1860/1870年代の審査方法と主体間の関係を簡単に振り返っておこう。

創業期のバルメンを舞台にした闘争は、1863/72年と1872/75年とに大別される。第1期のバルメン闘争の前半は、アニリン染料生産に関する最初の認可申請を契機に発生した1863/64年に当たる

<sup>2)</sup> 正確に言えば、この見解は誤りである。1894年9月イエガー会社から提出された経営拡張の認可申請は、公示免除手続きの採用こそ拒否されたものの、異議申し立ては出なかったからである。この点は、同年11月27日付けのラント評議員(郡長官) から国王政府宛の書簡から明瞭に看取できる(RD, 24612, p.64)。

(田北, 2009)。営業条例に定められた書類・図面に依拠した形式審査に留まらず、砒素など生命・健 康に危険な物質を扱うことから、繰り返し郡医師による立ち入り検査を実施して慎重な審査が進めら れた。その際、1839年バルメン「街路条例」に代表される自治体独自の法を拠り所にして、市議会も 反対した。そのような広範な抵抗に遭遇したためか、認可文書には、大きな違反行為が発生した場合、 営業停止を含む厳格な処置が明記されていた。しかし、ひとたび営業認可が発給されてからは、開発 派の市長による企業への肩入れもあって、1861年に導入された公示免除の審査手続きが相次ぎ採用さ れた。そのため、住民の異議申し立ては封じられて、1864/72年の「見せかけの静穏」が現出した。 その間、有害なガス・廃水の大量排出が頻発し、住民の健康と動植物にとって深刻な被害が発生した。 それが爆発したのが、第2期の1872/75年闘争である(田北, 2010a)。その前半は、1872年2月/73年 4月に当たる。両当事者から医師や化学者など専門家の鑑定書多数が提出されて、デュッセルドルフ 国王政府 (以下、国王政府と略す) とベルリンの商務省を舞台に激しい論争が闘わされた。結局、ガ ス・蒸気処理のため60米の高度の煙突建設や煙・ガス排出用の天窓設置禁止など、厳格な条件を付し て認可文書が発給された。その条件に不満を抱いたイエガー会社は、1873年5月製法を変更して新た な経営拡大のための認可申請を行った。それに対して169名の反対派市民と上級市長・市議会が結束 して、大規模な闘争が展開された。1874年1月には両当事者の立てた50名を超える証人の尋問会が開 催され、被害の実態が明らかになった。結局、この時期根強く残る、有害な工場は自主的に住宅地外 に移転するという社会ルールも考慮し、エルバーフェルト実業学校長アルトーペ博士による優れた鑑 定結果を尊重して、住民保護のための認可条件を再確認して闘争は幕を閉じた。

その後、イエガーは都市バルメンにおける経営拡大を断念して、1875年11月デュッセルドルフ郊外のシュトクウムにおける染料工場建設に関する認可申請を行った(田北,2008)。この闘争は、P.ヒュッテンベルガーから「1870年代後半デュッセルドルフ行政管区における環境闘争の典型例」(Hüttenberger, 1992, p.266)と理解されている。その見解には修正が必要だが、住民の抵抗は、アニリン染料生産に関する認可申請が提出された1876年7月を境に本格化し、商務相による抗告審決定を経て、77年4月の認可文書発給まで続いた。今回は、自治体も関与していず、専門家の提出した科学技術的な鑑定書合戦の様相を呈していた。結局、国王政府の合議団のメンバーとして認可審査を担当し、バルメン時代から一貫して企業寄りの立場をとってきた医師・医療評議員のバイヤー博士の見解が、反対派住民の声が低かった事情もあってか、そのまま採用された。ただ、危険な物質を扱う労働者の保護を意図した「工場規則」の作成が手間どるうちに、2人の犠牲者がでてしまった。

1864/1877年イエガー会社をめぐる環境闘争の検討結果を、営業認可制度のもつ性格規定に関する相対立する所説 — 「住民保護」(Mieck, 1967) と「産業保護」(Brüggemeier, 1996, pp.130 132) — と関連づけて要約すれば、次のようになろう。1864/75年バルメン闘争からは、営業認可制度のもつ住民保護の理念に沿った慎重な審査をうかがい知れる。営業条例・執行規則に定められた書類・図面と科学的鑑定結果に基づく審査に終わらずに、住民の証言や工場への立ち入り検査を通じて、現地状況の的確な把握を試みている。自治体独自の法・慣習に基づいて市当局・市議会が反対派住民と連携して抵抗したことも、闘争の行方を大きく左右した。他方、1875/77年デュッセルドルフ闘争は、工

場が人口希薄なシュトクウムに立地していた事情もあって、産業都市バルメンほど大規模な抵抗は発生しなかった。認可審査も法規定に沿って淡々と進められ、専門家の鑑定書の評価が中心に据えられた。結局、認可審査を担当する国王政府の合議団のメンバーで、同時に「科学技術進歩の信奉者」でもある、医師バイヤー博士の鑑定内容に沿って認可が発給された。認可申請の窓口となったカイザースヴェルト市当局からの反対もなく、企業家イエガーの言い分がそのまま受け入れられた。その意味から、科学主義の浸透と営業認可制度の産業保護への性格の変化とを看取できるのである。

それから30年を経て発生した1907/09年「闘争」にあって審査手続きは、どのように変化したのだろうか。それと並行して闘争に関与する諸主体の関係は、どのように変化したのだろうか。もちろん、その間、環境闘争に参加する主体の行動を規定するゲーム・ルール (法制度) や社会経済的な影響力には大きな変化が起こっている³)。それらを思いつくまま列挙すれば、次の通りである。社会経済的な要因として、フォッセンの指摘した寡占的大企業の形成、あるいは1878年「化学連盟」の結成。法制度と関連して、相互に密接に関連した次の要因がある。一つに、認可申請のための書類・図面の予備審査の担当者として郡医師に代え営業評議員を据えることになった、1884年の「執行規則」の改訂。次いで、1878年工場監督・労働者保護を兼務する営業評議員制度の義務化と1879年の職務規程の制定。さらに、国王政府・内務部において実質的な認可審査の窓口として「地区委員会」を設置した、1883年「行政法」の制定。以上のような法制的・社会経済的なゲーム・ルールの変化が、実際の審査手続きと主体間の関係にどのような影響を及ぼしたかについては、そのつど論及することにして、この場では、このような観点からの研究を必要とする学的要請について、ヘンネキンクの業績と関連づけて簡単に述べておきたい。

ヘンネキンクは、1800/1914年ライン州に立地する化学企業122社の認可申請を契機に発生した環境闘争を取り上げ、闘争参加者の数、抵抗の発生率や勝利の可能性など定量的趨勢と、抵抗の動機や企業家・当局の対応など定性的特質を詳しく検討した(Henneking, 1994)。この著書は、ラトカウによる超辛口の書評論文にあって好意的なコメントを寄せられた、数少ない業績の一つに属している(Radkau, 1997/99, pp.369 370)。ラトカウの論点は多岐にわたっているが、ここでは3点だけ紹介しておこう。第1に、化学工業につきものの「汚染産業」のイメージ形成を、19世紀後半以降の飛躍的発展期に限定して考える通説を根底から覆したことである。第2に、最近の環境史研究の一部でもてはやされる社会的構成主義のような主観主義に終わることなく、闘争参加者の意識にも立ち入りつつ、被害者の活動を多面的に考察したことである。第3に、全ての企業が等しく闘争のターゲットに据えられたわけでないことを、論証したことである。それは、経済還元主義的な大理論の限界を浮き彫りにするとともに、筆者の提唱する政策主体アプローチの可能性を、別の角度から裏付けていることを、付言しておきたい(赤津, 2003, p.91も参照)。そして、厚顔無恥な企業家の代表格として最も頑強な

<sup>3)</sup> 現代環境政策論との対話から発想を得た「政策主体アプローチ」は、近年ドイツ環境史家の間でも広い支持を得てきている (Uekötter, 2003: Siemann/Freytag, 2003: Abelshauser, 1994)。経済還元主義的な接近方法に見られるように、あらかじめ主体の役割を「善玉・悪玉」に分類し出発するのではなく、人間の行動を左右する要因として法制度・慣習を視野に収めつつ検討する上で優れた可能性を秘めているからである (田北, 2010を参照せよ)。

抵抗を受け、その分多くの紙数を使って取り上げられてたのが、イエガー染料会社である (Henneking, 1994, pp.221 283)。

本稿の対象とする1907/09年闘争も、営業条例に定められた審査手順に沿って進行した過程として 淡々と描写されている。すなわち、前半部は、1907年3月の国王政府による意見聴取会を軸とした審 査過程と、同年10月の営業評議員の鑑定結果に基づく条件付きの認可決定とに至る、半年間を扱って いる。後半部は、その認可決定に不満を抱いた反対派住民と自治体首長によるベルリンの商務省宛の 抗告書送付と企業家イエガーの反論と、1908年1月商務相による認可条件を微修正した最終判定とに 至る4ヶ月の過程である。それに続き闘争の後史として、近隣住民に対するガス・臭気による迷惑の 嫌疑をめぐる小競り合いが、簡単に紹介されている。

ここでは、相互に密接に関連する3つの問題を指摘したい。一つは、史料調査が完璧ではないことである。後述のように、この環境闘争の行方を左右するほど大きな意味をもつ、ベルリン工科大学教授のヴィット博士による鑑定書は、伝来しないと断定されているが、実際には、抗告審におけるイエガーの反論書の添付資料として伝来している。この見落としが、その後の経過に関する誤った解釈に導いている。その鑑定書提出後に一部の反対派住民が異議を取り下げた理由も、「この鑑定書に反対派にとって有利な内容が含まれていたのであろう」(op.cit., p.241)と、推測に終わっている。しかし、後に見るように、それは、主体間の関係に変化を惹起するほど、根本的な審査手続きの変化を意味していた。二つ目は、ヘンネキンクの接近方法と関係している。ヘンネキンクは、営業認可制度をめぐる法制的変化や「化学連盟」による嘆願活動など詳細に検討してはいるが、事例研究とは切り離して扱っており、闘争の行方との関連は不問に付されている(op.cit., pp.67 137)。最後に、それに加えて事例研究が、工場の立地として環境闘争と密接な利害関係に立つ自治体別ではなく、化学産業部門別(基礎、染料、肥料)に取り上げられたために、この時期環境闘争にしばしば参加する自治体の果たした重要な役割が、看過されている。この方法的問題は、表3,4から読み取れるように、認可申請に対する異議申し立てや抗告審に訴える比率が1880/90年代を境に低下傾向に向かい、審査手

表3 認可申請数に対する抵抗発生数

年	認可申請数	抵抗発生数 (比率)
1840/1849	4	2 (50%)
1850/1859	11	10 (90.9)
1860/1869	12	10 (83.3)
1870/1879	76	42 (55.3)
1880/1889	84	40 (47.6)
1890/1899	62	26 (41.9)
1900/1914	169	49 (29.0)
合 計	421	182 (43.2)

表 4 反対派住民が抗告審に訴えた比率

年	抵抗発生数	勝利数 (比率)
1850/1859	10	10 (100%)
1860/1869	10	3 (30.0)
1870/1879	42	12 (28.6)
1880/1889	40	13 (32.5)
1890/1899	26	3 (11.5)
1900/1914	49	13 (26.5)
合 計	177	54 (30.5)

[典拠] 表 3,4 は、それぞれ Henneking, 1994, p.404所収の表 7 と、p.390所収の表 1 とに基づいて筆者が作成。

続きの変化との関連を窺わせているだけに、重大である。以下、1870年代との比較を念頭に置きながら、1907/1909年イエガー会社をめぐる環境闘争に検討を加えていこう。

#### I 伝来史料の概観

1907/09年イエガー会社による経営拡張を契機として発生した環境闘争に関する伝来史料は種類・点数とも1870年代のそれに劣らない (表 5 を参照)。伝来史料は、認可申請関係の文書、申請時の書類・図面の予備審査報告書、計画公示のための官報・新聞記事、両当事者の意見書、専門家の鑑定書、意見聴取会記録、国王政府の認可決定、抗告書と反論書、商務相の抗告審決定、認可文書といった具合に実に多岐にわたっている。また、点数も88点を数えており、1863/72年、1872/75年のバルメン闘争の64点と83点、1875/77年デュッセルドルフ闘争の41点を上回っている(田北,2009,pp.36 38:田北,2010,pp.78 81:田北,2008,pp.61 62)。それら史料は、デュッセルドルフにあるノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館に所蔵されており、文書番号 RD,24623「化学工場施設(1909/1910)」と RD,33441「化学工場の建設に関する文書(1908/1909)」とにまたがっている。以下では、認可審査の手順に沿って伝来史料を紹介しておこう。なお、以下の論述では、表 5 の史料欄の冒頭に掲げた史料番号を使って[01]のように表示することを、お断りしておく。

イエガー会社は、硫酸染料、アゾ染料、中間製品の生産に関する認可申請を行ったが、当該文書は、残念ながら伝来していない。ただ、5月7日付けでデュッセルドルフ上級市長からカイザースヴェルト市長宛に送られた書簡が、その点で情報を含んでおり、2月22日に申請書が提出されたことが分かる([16], p.20)。3月5日付けの最古の伝来文書は、それを受け付けた地区委員会が、ラント評議員(郡長官)宛てに予備審査を郡医師・郡建設官に依頼したと伝えている([01]、[02]、[03])。1870年代と比べて変化したのは、認可審査の取り扱い窓口機関である。国王政府(内務部)から、その中に設置された地区委員会に交替している。これは、1883年「行政当局・行政裁判当局の権限に関する法」第109、110条に従ったものだが(GS, 1883, pp.277 278)、デュッセルドルフ行政管区にそれは直ちに導入されることはなかったようだ。この管区で地区委員会が化学工業に関する認可申請の担当者として登場するのは、管見の限り、1888年秋からであるか。それと並んで、注意を引くのは、書類・図面の予備審査の担当者の一人に郡医師が挙げられていることである。少なくとも、1869年「営業条例」の「執行規則」を改訂した1884年「執行規則」第33項は、予備審査担当者として郡建設官と営業評議員を挙げており、それまでの郡医師に代置している(Mbll, 45, p.165)。ウェケッターは、鉱山監督官と比較しつつ営業評議員が環境行政に果たした役割を考察した論考において、この交代劇について

<sup>4)</sup>最初の例は、文書番号 RD, 24609「化学工場施設 (1885-1889)」所収の、ヘルベルツ化学会社に宛てられた、88年9月8日付けのデュッセルドルフ行政管区長発信の書簡である。地区委員会が中心的な審査機関となった時点から、下記の例に見えるように、行政管区長を経由して書類・図面が地区委員会に送付される方式が採用されているが、その書簡も行政管区長を発信人としており、手続きの変化を窺わせているからだ。88年10月30日ヴァスムート会社によるナトリウム生産の認可申請時に書類・図面は、行政管区長宛てに送付され、受理した管区長は翌日、「必要な書類を添えて管轄当局である地区委員会に送る」と書き残している。なお、当該文書集には、頁数が記載されていない。

### 表 5 1907-1909年イエガー染料会社をめぐる環境闘争関係の史料一覧

年 月	史料名 (所収頁)・史料番号	要旨
07 3. 5	[01] 地区委員会から郡長官宛 の書簡 (p.23)	Jの認可申請書類の返送:郡医師・郡建築官への予備審査
07 3.11	[02] 地区委員会から郡医師宛 の書簡 (p.24)	Jの認可申請書類の予備審査依頼
07 3.11	[03] 地区委員会から郡建築官 宛の書簡 (p.25)	Jの認可申請書類の予備審査依頼
07 3.13	[04] 営業評議員から地区委員 会宛の書簡 (p.23r)	Jの認可申請書類の予備審査終了の報告
07 3.22	[05] 地区委員会から D 上級市 長宛の書簡 (p.4r)	Jの申請書類を過去の異議申し立てにまで遡及して検討:警察 当局から「計画遂行に必要な費用額」の確認の要求
07 4. 5	[06] Jの工場拡張計画の公示 (p.647)	「エッフェントリヒャー・アンツァイガー」紙の公示記事:異議申し立ての期限と文書・図面の閲覧、意見聴取界の開催期日
07 4.13	[07] 反対派住民から K 市長宛 の異議申し立て書 (pp.5-6)	商業顧問官の M.ライフマンの異議申し立て:既存工場からの 悪臭・モヤによる迷惑、果樹被害と地価低下
07 4.15	[08] D 上級市長から K 市長宛 の異議申し立て書 (p.8)	「都市共同体」の名の下で異議申し立て:都市の下水処理場の 職員、ライン河畔の散策者、北部墓地の訪問者への迷惑
07 4.18	[09] 反対派市民から K 市長宛 の異議申し立て書 (p.1r)	J工場に隣接する2人の住民 (ザッセン, ホルトゥム) の異議申し立て:地価低下と農作物被害
07 4.19	[10] K 市長 (警察当局) の異 議申し立て書 (p.1r)	J工場から発散する「有害なモヤ」による公衆の往来の迷惑
07 4.20	[11] 反対派住民から K 市長宛の 異議申し立て書 (pp.10-13)	染色工場経営者ラークの包括的異議申し立て:有害ガスによる植生被害、経営解説書への批判(生産量と煙突による希釈化)、地価低下、都市の建設計画あるカイザー・ヴィルヘルム公園への迷惑
07 4.23	[12] Jから K 市長宛の反論書 (pp.14-16)	4通の異議申し立て書に対する詳細な反論:過去30年間にモヤ・ガス排出よる迷惑の苦情無し、化学工場側での果樹園拡大は控えるべき、浄化施設自体の汚染が深刻、反対派住民の住居と墓参者までは遠く被害は考えられず
07 4.24	[13] 第1回意見聴取会 (pp.17- 18)	両当事者とも自説に固執:但し、都市 D の代表者は「詳細な根拠説明を聞いた後では異議申し立ては誤りだったかも」
07 4.25	[14] K市長から地区委員会宛 の書簡 (p.4r)	K 警察当局は「公益」の観点から異議申し立て:工場の立地は「住宅地」に予定、地価下落も危惧
07 4.27	[15] D 上級市長から地区委員 会宛の書簡 (p.19)	Jによる説明を受けて異議申し立ての当否を再検討
07 5. 7	[16] D 上級市長から K 市長宛 の書簡 (pp.20-22)	詳細な異議申し立て理由の説明:経営説明書を挙げつつ有害な蒸気・廃水への危惧、地価下落、ライン川排出と漁業被害染料生産の原料・製法に伴うガス・廃水の危険、都市下水処理施設の労働者・職員の保護、ライン河畔散策者の迷惑
07 5.18	[17] 地区委員会から都市 D 宛 の書簡 (p.27)	異議申し立ての詳細な理由説明を受理したこと
07 5.21	[18] 地区委員会から営業評議 員宛の書簡 (p.28)	D 上級市長の理由説明書の内容に関する鑑定依頼

白	F 月	史料	料名 (所収頁)・史料番号	要旨
07	5.28	[19]	営業評議員から地区委員 会宛の書簡 (p.28)	鑑定結果の報告:「現地調査が必要」
07	5.31	[20]	意見聴取会への召喚状 (p.29)	6月6日開催の意見聴取会への召喚
07	6. 2 4	[21]	郵便の受領証 (pp.30 35)	意見聴取会の召喚状の受領証
07	6. 6	[22]	第2回意見聴取会記録 (pp.3637r)	出席者一覧(都市 D、企業家 2 人は化学者を同伴):営業評議員の経営説明へのコメント、ラーク会社顧問の化学者アダムスの説明、J 工場への苦情の有無に関する質疑、反対派ホルトゥムは被害発生せずと納得し異議を取り下げ、ガス処理装置に関する詳細な説明を要求
07	6.10	[23]	Jから地区委員会宛の書 簡 (p.38)	最も大量に硫化水素が発生する染料生産に関する実験を実施: 営業評議員への立ち会い依頼 (ガス発生は少量)、都市 Eの中 心部の化学工場につき迷惑発生したことがないとの証言
07	6.17	[24]	ヴィット博士・教授の鑑 定書 (pp.136 145)	政府顧問官でベルリン工科大学教授:Jの依頼、アニリン染料 関係の通常な品目で危険無し、他の大都市中心に立地
07	6.20	[25]	J から地区委員会宛の書 簡 (p.39)	政府顧問官でベルリン工科大学教授ヴィットによるJ製法への鑑定書を送付:アニリン染料の権威として産業界にも名声届く*(Henneking (1994) は、この鑑定書は伝来せずとするが、抗告審のJ反論書に添付されている)
07	6.22	[26]	営業評議員から地区委員 会宛の書簡 (p.38r)	Jの実験立ち会い拒否の意志:規模が小さく実際にガス除去で きるか疑問、硫化水素発生の完全遮断も疑問
07	6.24	[27]	地区委員会から J 宛の書 簡 (p.6)	Jの実験は審議の迅速化につながらず:ヴィット博士の鑑定書 も同じ、ガス・蒸気処理装置の説明を要求
07	7. 1	[28]	Jから地区委員会宛の書 簡 (p.50)	ガス・蒸気の吸収装置に関する図面・解説の送付
07	7. 6	[29]	地区委員会から反対派宛 の書簡 (p.50)	Jのガス・蒸気吸収装置に関する図面・解説書の提出、ヴィット博士の鑑定書ともども14日間公示:それを一読して7月25日までに異議申し立ての継続か取り下げか、の意見表明を要求
07	7.10	[30]	K 市長から地区委員会宛 の書簡 (p.51)	ヴィット博士の鑑定書に盛り込まれている条件が満たされる のであれば、取り下げる用意ある
07	7.12	[31]	反対派ラークから地区委 員会宛の書簡 (p.52)	企業 (染色業) お抱えの化学者アダムス博士が休暇旅行中: ヴィット鑑定書と施設解説書の写しを取り、意見表明する予定
07	7.20	[32]	反対派ラークから地区委 員会宛の書簡 (p.53)	書類の複写に手間取る: 7月25日の意見表明期限の延長を要請
07	7.20	[33]	D上級市長から地区委員 会宛の書簡 (p.56)	都市お抱えの化学者ローク博士にヴィッテ鑑定書を検討させる:従来の立場は堅持、詳細な意見表明の期限の延長を要請
07	7.22	[34]	反対派ライフマンから地 区委員会宛の書簡 (p.57)	Jの経営拡張には反対:米国・カナダへの旅行に出かけるので、 その間の対応はラークに一任
07	7.23	[35]	J から営業評議員宛の書 簡 (p.54)	企業の実質的経営者カルルとの電話話に出たヴィット鑑定書の返 済要求:ライバル会社と緊密な関係にあるラークへの閲覧禁止
07	7.23	[36]	反対派ラークから地区委 員会宛の書簡 (p.64)	7月21日に返書を受理:新しい期限である8月10日までに意見 表明を約束

年	三 月	史制	料名 (所収頁)・史料番号	要旨
07	7.24	[37]	地区委員会から反対派ラー ク宛の書簡 (p.55)	ヴィット博士の鑑定書の写本作成にはJの許可が必要:[33] を参照
07	7.25	[38]	地区委員会から D 上級市 長宛の書簡 (p.56)	ヴィット博士の鑑定書の送付:意見表明期限の8月10日目での 延長
07	7.25	[39]	反対派ラークから地区委 員会宛の書簡 (p.58)	Jの経営拡張に反対の立場を堅持
07	7.25	[40]	反対派ホルトゥムから地 区委員会宛の書簡 (p.59)	K 市長の意見に追随 (ヴィット鑑定書の条件が満足されれば、 異議申し立てを取り下げ)
07	7.27	[41]	反対派ラークから地区委 員会宛の書簡 (p.60)	ヴィット鑑定書の写本送付に謝意
07	8. 8	[42]	D 上級市長から地区委員 会宛の書簡 (pp.61 62)	ヴィット鑑定書への意見表明:都市・人口密集地への立地に 疑問 (苦情が出ないのは、工場職員・労働者の居住) 健康・ 植生被害は自明、廃水の濃縮処理とガスの燃焼による無害化 の限界
07	8.14	[43]	Jから地区委員会宛の書 簡 (p.63)	営業評議員に送付したヴィッテ鑑定書の返還要求
07	8.26	[44]	反対派ラークから地区委 員会宛の書簡 (pp.65 71)	ヴィット鑑定書への意見表明:周辺地域の迷惑抑制は「企業家の善意」に依存しているし、技術的に困難。都市中心部への立地の危険性(企業城下町として計画的に発展したLHとヘヒストとの違い)。有害ガスの濃縮処理と燃焼処理の限界。 Jに経営拡張を許可しラークには工場移転を禁止
07	8.30	[45]	地区委員会から営業評議 員宛の書簡 (p.72)	Jの経営拡張計画に関する意見の打診
07	9. 6	[46]	営業評議員ボルクマンの 鑑定書 (pp.72 73)	「技術者仲間で高い名声を博している化学者ヴィット教授の鑑定書」に従い、認可発給:但し、労働者・住民の被害回避のため条件を設定(10月1日付けの認可決定時の9条件中8項目を挙げる)
07	9. 9	[47]	意見聴取会への召喚状 (pp.74 74r)	9月17日12時15分から D 国王政府庁舎・地区委員会の会議室 で開催
07	9. 9	[48]	地区委員会から J 宛の書 簡 (p.81)	意見聴取会 (口頭) の開催に関する通知
07	9.19 11	[49]	郵便の受理証 (pp.75 80)	意見聴取会の召喚状の郵送:その受理証
07	9.13	[50]	反対派ライフマンから地 区委員会宛の書簡 (pp.89 89r)	ライフマンの女婿、医学博士ハンセンから意見聴取会開催日 の延期願い:商業旅行中
07	9.14	[51]	地区委員会からJ・反対 派住民宛の書簡 (p.82)	意見聴取会の開催期日の延期について:10月1日へ
07	9.16 17	[52]	郵便の受理証 (pp.83 88)	意見聴取会の開催期日変更の通知書:その受理証
07	10. 1	[53]	第3回意見聴取会記録 (pp.9091)	議長役・地区委員・営業評議員、両当事者の自説への固執、 異議の棄却と9条件付きの認可決定、費用は企業家の負担
07	10. 1	[54]	認可決定 (pp.92 93)	在地警察当局から設定条件の修正・補足要求が出された場合 の処置:両当事者の召喚、正式の法的効力は認可文書作成

年 月	史料名 (所収頁)・史料番号	要旨
07 10. 1	[55] 認可決定 (pp.94 95r)	9項目の認可条件:労働者と周辺住民・植生被害を回避する ガス処理、漁業被害を出さない廃水処理、ライン河排水は特 別な水利管理当局の許可 (反対派の異議申し立ては、ガス・ 蒸気が主力だが、認可条件は排水処理に力点)
07 10. 7	[56] Jから地区委員会宛の書 簡 (p.103)	ライン河への廃水投棄の許可:ライン水利査察官から取得
07 10. 8 9	[57] 郵便の受理証 (pp.96 102)	認可決定の両当事者への郵送:その受理証
07 10.19	[58] 反対派ライフマンから地区 委員会宛の書簡 (p.104)	認可決定を受けて商務省への抗告の意思表明:資料を添付と あるが、後掲の抗告理由書を参照せよ
07 10.19	[59] D上級市長から商務省宛 の抗告書 (pp.105 106: 121 121r)	抗告書:認可条件は迷惑・危険を完全に回避できず (大きな被害が出なければ許可)、都市計画 (公園・公共建築) への悪影響 (07年8月8日付けの意見書も参照)
07 10.19	[60] 反対派ラークから地区委員 会宛の書簡 (pp.107 116)	抗告書:悪臭による通行被害、ガスによる健康・植生被害、大きな被害・迷惑の回避のみ (「その場で甘受すべき水準」)、村落シュトックムの条例 (06年11月7日発布:プロヴィンツ通り沿いの建物は住宅に限定)、保養地の必要
07 10.23	[61] 地区委員会からJ宛の書 簡 (p.117)	都市 D と 2 人の反対派住民の抗告書提出: 2 週間以内に反論 書の作成を要求
07 10.26	[60] 郵便の受理証 (p.118)	反論書作成を依頼した書簡:その受理証
07 10.28	[63] D 上級市長から商務省宛 の書簡 (p.120)	10月19日付けの抗告理由に関する補足説明:民法典第906条の解釈 (大きな迷惑の回避、軽微な迷惑は甘受)
07 11. 1	[64] 地区委員会から D 上級市 長宛の書簡 (p.119)	10月28日付けの補足説明を送付するよう要求
07 11. 2	[65] ヴィーラー博士の鑑定書 (pp.124 125に綴じ込み)	アーヘン工科大学の植物学教授:J工場の土壌・植生被害に関する鑑定 シュトルベルクの深刻さと比較して、軽微で拡散
07 11. 4	[66] Jから地区委員会宛の書 簡 (p.122)	ライフマンの抗告は、GOの趣旨に添っていないので、反論書から除外:それを了解してほしいこと
07 11. 5	[67] 反対派ライフマンから地 区委員会宛の書簡 (pp.123 124)	抗告の理由説明:他企業の存立基盤を損なわない、以前から ある果樹園経営の被害、技術的問題には別途鑑定書
07 11. 5	[68] 科学的調査機関の鑑定書 (pp.125 128)	反対派ライフマンの抗告理由の補足:認可条件を遵守した場合にも被害発生の危惧 (植生被害、金属の黒化)
07 11. 7	[69] Jの反論書 (pp.129 156)	4部編成:Jの反論書、ヴィット博士の鑑定書 [22]、ヴィーラー教授の鑑定書 [63]、土地見取り図・D都市図、抗告は取り下げるべき(都市 K と反対派住民 2 人はヴィット鑑定書に鑑みて取り下げ)、補償目当ての反対、J工場以外のガス・蒸気・廃水排出(都市の浄化施設が元凶)、公園・散策地計画について、健康・植生被害との関係は鑑定書を参照
07 11.11	[70] Jから地区委員会宛の書 簡 (p.155)	10月28日付けの D 上級市長の補足説明は受理:反論書は提出 済みで、その内容には言及していないこと
07 11.11	[71] 地区委員会から商務省宛 の書簡 (pp.156 156r)	10月1日付けの認可決定に対する抗告に関する経過説明

年 月	史料名 (所収頁)・史料番号	要旨
07 11.19	[72] Jから地区委員会宛の書 簡 (p.157)	反対派ライフマンの抗告理由に対する反論: GO の趣旨に添わない (研究者ラントマンの所説)、署名・日付のない鑑定書は無効
07 11.25	[73] 反対派ライフマンから地 区委員会宛の書簡 (pp.158 159)	11月7日付けのJ反論書への意見表明:土地取得を投機目的と非難した内容への反論。ドイツの模範となる果樹園経営
07 12.13	[74] D 上級市長から地区委員 会宛の書簡 (p.160)	11月7日付けのJ反論書への意見表明:内容は [74] を参照
07 12.13	[75] D 上級市長から商務省宛 の書簡 (p.161 162)	11月7日付けのJ反論書への意見表明:ゴルツハイムの広大な土地取得目的を投機とする避難への反論(下水処理場と公園)下水処理場からの悪臭発散は事実無根、ヴィッツ・ヴィーラーの鑑定書2通への意見(完全な無害化でなく「迷惑は大きくない」)
07 12.17	[76] 地区委員会から商務省宛 の書簡 (p.160)	D 上級市長のJ 反論書に対する意見書をJ 宛に郵送したことの報告
08 1.15	[77] 商務省決定 (p.163 164r)	条件2の有害ガスの大量排出防止に関する追加規定:「技術的に可能な限り」では不十分と判断し、硫黄分・SO3の限界値の明記
08 1.24	[78] Jから地区委員会宛の書 簡 (p.165)	商務省の決定に謝意:3月末までに建設を終えて、速やかに 経営を開始する予定
08 2.4	[79] 認可文書 (p.166 167r)	商務省による条件2の修正を盛り込んだ認可文書
08 2.21	[80] Jから K 市長宛の書簡 (p.169)	建設終了後4週間以内に課税評価のために費用総額に関する 報告を行う約束
08 2.25	[81] ラント評議員から地区委 員会宛の書簡 (p.168)	認可文書をJに手渡して受領証を受け取ったことの報告
08 3. 5	[82] 地区委員会から国王政府 宛の報告 (p.169)	抗告審の費用明細書 (50m5d) を政府の中央会計局に回した こと
08 3. 6	[83] 地区委員会から国王政府 宛の報告 (p.169r)	抗告審の費用明細書 (50m5d) をJ宛に送付すること
08 3.10	[84] 郵便の受領証 (p.170)	上記の費用明細書の郵送:Jの署名した受領証
08 5. 9	[85] K市長から地区委員会宛 の書簡 (p.171)	「今後数日以内に経営を開始するJ工場施設」の建設費用額 (57,677マルク) の報告
08 5.22	[86] 地区委員会からラント評 議員宛の報告 (p.172)	上記の建設費用額に関する報告
08 12.31	[87] D 上級市長から地区委員 会宛の書簡 (pp.234 234r)	都市所有の下水浄化施設の立ち入り検査の際に、J工場から悪臭:認可条件8 (必要なとき、地区委員会に認可条件の修正権)に基づいて弊害除去を要求
09 1.22	[88] Jから地区委員会宛の書 簡 (pp.235 236)	地区委員会からの問い合わせに対する回答:悪臭は化学工場 とは無縁な「腐敗臭」であり、下水浄化施設に起因する

<sup>(</sup>注) [71] 以降は、原本でのページ立てがなく、筆者が順次追記したもの。

略号: D Düsseldorf, J Jäger, K Kaiserswert, GO Gewerbeordnung, LH Ludwigshafen

[典拠] ノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館 (デュッセルドルフ) 所蔵の文書番号 Regierung Düsseldorf (RD), 24623: [87]、[88] は同 RD, 33441。

「医療役人は、特別な状況にあって相談を受けるに過ぎなくなった」(Uekötter, 2003, p.130) と、簡単に片づけている。この予備審査担当者の交替が、営業認可制度において「住民(健康)保護」から「産業保護」への性格規定の移行にとって、どの程度影響したかは、今後の課題に属するが、医師が排除されただけに影響は小さくなかったと考えている。特に、営業評議員の資格取得のためには、技術・法・国家学に関する教育に加えて、機械・冶金・鉱山・化学関係の試験合格が含まれていたが、医学的知識は要求されていなかったからだ (Henneking, 1994, pp.110 111)。

書類・図面の予備審査が終了した後、4月7日付けで官報と新聞紙上に計画の公示が行われた ([06])。公示内容の大半は、企業家の計画、異議申し立ての期限、および書類・図面一式の閲覧など 定型的なものだったが、新たな事項も加わっている。「期限内に寄せられた異議申し立てについての 検討は、4月24日午前10時から当地の市長室において開催される」と、あらかじめ口頭の意見聴取会 の開催場所と日時が載せられている。1878年設立の「化学連盟」による迅速な審査に関する嘆願活動 の成果の一つとして、1884年の改訂版「執行規則」第28項に取り入れられた、「至急事項」への指定 と関連した内容となっている (Mbll, 45, p.164)。

計画の公示後、4月20日までの間に4名の住民とカイザースヴェルト警察署長(市長)とデュッセルドルフ上級市長から異議申し立てがあった([07]~[11])。1872/75年バルメン闘争の参加者が169名を数えたことを想起すれば、少数だが、その原因の一端は、都市の社会経済構造の違いにあるといえよう。市当局は、反対派にくみしていたことを確認しておきたい。それに対して4月23日付けでイエガー会社の包括的な反論書が提出されている([12])。

その翌日、第1回の意見聴取会が開催された([13])。その目的は、両当事者間の妥協の模索だったが、達成されなかった。この意見聴取会は、「化学連盟」から認可審査を遅延させる元凶の一つに挙げられていたが、それを裏付ける結果となった<sup>5)</sup>。

その後、自治体首長 2 人から詳細な異議申し立ての理由説明書が提出された ([14]、[16])。それを受け付けた地区委員会は、彼らの理由説明の当否について営業評議員に鑑定を求めた。1884年「執行規則」第42項に従えば、営業評議員は、技術役人の資格で「直属の当局から了解をえて、意見表明と協議のために意見聴取会に招聘される」(Mbll, 45, p.167) と定められているが、それ以外にも科学技術的判定全般で大きな役割を演じるようになったことを、確認しておきたい ([19])。

6月6日に第2回の意見聴取会が開催された([22])。今回、デュッセルドルフ上級市長と企業家のイエガーとラークは、いずれも化学者を同伴していた。そこでは、当事者に代わって化学者の間で専門的意見の応酬があった。その後、イエガーの主張するガス・蒸気排出の抑制装置の実効性をめぐる論議が前景に出てきた。イエガー会社は、安全性を確認するために営業評議員の立ち会いのもと実験実施を提案したが、営業評議員からは拒否された([23]、[26])。それと同時にイエガーは、ベルリン工科大学教授で枢密政府顧問官でもあるヴィット博士による鑑定書を提出した([21])。最終的

<sup>5) 1885</sup>年「化学連盟」総会において「両当事者間に合意を達成しようという、その意図は賞賛さるべきだが、経験に照らして考えれば意見聴取会は、反対派住民が異議申し立てを取り下げない限り、ほとんどいつも成果なく終わっている」(CI, 18, p.425) との発言が出ている。

に、ガス・蒸気の吸収・濃縮装置の機能説明と図面が出そろったところで、次の審査段階に進んだ ([27]、[28])。

7月6日付けで地区委員会は、反対派住民と自治体首長宛に書簡を送り、その吸収・濃縮装置とヴィット博士の鑑定書に対する意見表明を求めた([29])。これは、1870年代に知られていない、まったく新たな審査手続きである。科学技術的な権威の提出した鑑定書と関連づけて、異議の正当性を主張するように求められた。その結果、カイザースヴェルト市長と反対派住民の一人が、ヴィット鑑定書に盛り込まれた認可条件の実効性に納得して、異議を取り下げた([30]、[40])。デュッセルドルフ上級市長と企業家ラークとライフマンは、独自の専門家の意見書を添えて、異議を継続する意思表明をした([42]、[44])。このような反対派の意見が出そろったところで地区委員会は、8月6日に再度、営業評議員宛てに鑑定を求めた([45])。9月6日に営業評議員の鑑定書が提出されたのを受けて、9月17日に第3回の意見聴取会の開催を決めた([47])。ただ、反対派の一人、ライフマンが商業旅行で北米に滞在している事情を考慮して、日程の再調整が行われ、結局10月1日に開催されることになった([50]~[52])。

第3回の意見聴取会は、議長の簡単な経過説明に続き、両当事者の意見聴取が行われたが、やはり合意に達することはなかった([53])。そこで地区委員を含む「合議団」が、協議して9項目の条件付きで認可発給を決めた([54]、[55])。その内容は、9月6日付けの営業評議員の鑑定書とほぼ重なる内容だった。それを受けてイエガーは、ライン河に工場廃水を排出する権利を水利管理当局から獲得して、9番目の認可条件を満足させた。その後、両当事者に認可決定が送付され、闘争の第1ラウンドは終結した([56]、[57])。

しかし、環境闘争は、それで終了したわけではない。10月19日に企業家ライフマンとラーク、そしてデュッセルドルフ上級市長は、認可決定に不満を表明して、抗告書を提出した([58]~[60])。それを受け付けた地区委員会は、10月23日にイエガー会社宛てに抗告書に対する反論書の提出を要求し、11月7日付けでそれが提出され、第2ラウンドの抗告審が始まった([69])。その間、反対派のライフマンは「科学的調査機関」作成の鑑定書を、他方、イエガー会社は、アーヘン大学植物学教授であるヴィーラー博士の鑑定書を、それぞれ自説の正しさを論証するために送付した([65]、[68])。そのうち前者の発給日をめぐっては、10月19日か11月5日の両説があるが、次のように処理した。11月11日付けの地区委員会から商務相に宛てた書簡には、ライフマンから事後的に提出された抗告理由説明と明記されており、加えて、史料の挿入箇所から判断して、11月5日の提出資料と考えた([71])。

その後、イエガーの反論書に対して、11月/12月に反対派のライフマンとデュッセルドルフ上級市長から再度意見書が提出された([73]~[75])。両当事者の意見が出そろったところで、1908年1月15日に商務相は、条件を微修正して認可発給するように決定を下した([77])。その通知を受け取った国王政府は、1908年2月4日付けで認可文書を作成し当事者に送付して、今回の環境闘争は幕を閉じた([79])。その後、裁判費用の支払いや、工場拡張に伴う固定資産税評価に関わる事後処理的文書が伝来している([80]~[85])。1908年末から1909年1月に工場からの悪臭発散に関する苦情が寄せられ、認可条件の修正の要否をめぐり小競り合いがあったが、大きな対立に発展することはなかっ

た([87]、[88])。

#### Ⅱ. 1907年3月~1909年1月の環境闘争

#### (1) 闘争の第1局面 (1907年3月~1907年10月)

1907年2月22日にイエガー会社から、硫酸染料、アゾ染料および様々な中間製品の生産のための経営拡張に関する認可申請が出された([16])。それを受けつけた地区委員会は、経営説明書・図面の予備審査を郡医師と郡建設官に依頼した([01]~[04])。しかし、3月22日付けの地区委員会からデュッセルドルフ上級市長に送られた書簡からは、単純な書類審査に終わらない慎重な取り組みを読み取れる([05])。イエガー会社の悪評のためもあってか、過去の異議申し立てにまで遡及して審査を実施し、認可条件の遂行に必要な費用に関する情報を提供するよう要求している。「計画の遂行に必要だと考えられている費用額について、申請者に追加質問を行うように(という注文がついた)。予定される費用の半額が不足するような場合、(迷惑の回避措置のための)作業に実際に取りかかれるのかどうか、疑問となるからである」(op.cit., p.4)。この問い合わせに解答が寄せられたのは、第1回の意見聴取会が実施された日の翌日だった([14])。したがって、その解答を待つことなく、4月5日付けで官報と新聞紙上で計画が公示された([06])。この計画公示から2週間の期限内に、住民4名とデュッセルドルフ上級市長とカイザースヴェルト警察当局(市長)から5通の異議申し立て書が提出された。

最初の異議申し立て人は、シュトクウムにあるイエガー工場そばの、定住地ゴルツハイムに屋敷を構え果樹園を営む M.ライフマンである ([07])。商業顧問官の称号を持ち、7月22日付けの地区委員会宛の書簡には3ヶ月にわたる北米への商業旅行が記されていることから、有力な商人ないし企業家だったと考えられるが、詳細は不明である ([34])。異議申し立ての理由は、「イエガー工場の排出するモヤと悪臭」による迷惑と、広大な果樹園が開花・結実期に被った被害の拡大、および地価下落への危惧である。ただ、1884年改訂版「執行規則」の第38項に従えば、経済的な損害賠償は私法的処理に委ねられ、異議申し立てのための正当な理由からは排除されている (Mbll, 45, p.166)。後述のように、イエガーがライフマンの異議申し立てを正面から取り上げなかった理由も、そこにあった。

4月18日付けで異議申し立て書を提出した二人の住民、M.ザッセンと K.D.ホルトゥムも、ライフマンと同じように農業への悪影響を問題としている ([09])。工場から排出されるガス・モヤによる農産物被害と、それと関連した地価下落への不安が表明されている。

以上の2通よりはるかに包括的な異議申し立て書を提出したのが、H.ラークである ([11])。ラークは、7月12日付けの地区委員会宛の書簡に自社製の便箋を使っているが、そこに記された会社のプロフィルから「絹・絹交織の染色工場」の所有者だったことが分かる ([31])。F.W.ヘニンク氏の手になるデュッセルドルフ市史に従えば、ラークは1869年から一般家庭向けの洗濯業にも進出しており、1913年には市内に20箇所以上の支店を構え、140人以上の労働者を雇用していた (Henning, 1981, p. 426)。この事情が、都市の各所に関する詳細な知識習得の機会となり、会社お抱えの化学者アダムス

の助言と併せて、科学的で都市計画にも関わる多様な意見表明を可能にしたようだ([22])。第1に、硫黄酸、塩酸、硫化水素など有機物質を含むガスの排出により、直接・間接(酸性雨による土壌劣化)に周辺の植生に被害が発生することである。それらに敏感なトウヒからなる保護林への大きな影響が論じられている。第2に、経営説明書の不備が2つの角度から指摘されている。一方で、個々の染料に関する具体的な製法(装置、施設の使用頻度、ガス発生量や処理方法)が明記されていず、ガス・悪臭による被害・迷惑発生を考慮しないまま認可が発給される危険性である。もう一方は、本来利ざやの小さい硫酸染料は量産を前提としているが、計画書では少量生産とガスの煙突排出処理が主張されており、その信憑性に疑問を挟んでいる。第3に、イエガー工場の立地するシュトクウムの土地利用規則から判断して、化学工場の経営拡大は許されないはずだというのである。1906年11月7日制定の「村落(ローハウゼン・シュトクウム)における道路添いの建物建設に関する行政令」(以下、「道路行政令」と略する)に従えば、工場近辺の土地利用の目的を「住宅地」に限定している。悪臭あるガス排出は、この地区の地価下落を招く恐れもあると主張されている。第4に、デュッセルドルフ市当局が計画するライン川沿いの公園整備に対する悪影響を、「一市民」の立場から憂慮している。市民の清浄な空気のもとで散策・保養する権利を侵害するというのである。

他の2通の異議申し立て書は、自治体首長によって作成されている。デュッセルドルフ上級市長は、 「都市共同体」の名のもとに、イエガー工場の拡張に伴う公共生活への被害・迷惑を3つの角度から 論じている ([08])。一つに、イエガー工場そばに位置する都市所有の下水処理施設で働く「職員と 労働者」の健康被害と作業の攪乱である。第2に、イエガー工場の北方に位置する墓地の訪問者への ガス・悪臭による迷惑である。第3に、「カイザースヴェルト通りの通行者とライン河畔に憩いを求 めてくる大衆の健康被害や迷惑」([08]) と表現される、都市の計画する公園建設や市有林に対する 迷惑である。もう一方のカイザースヴェルト市長の異議申し立て書は、有害なモヤによる大衆の通行 への迷惑に簡単に言及している ([10])。デュッセルドルフの場合、この時期都市の提供する行政サー ビスの拡充に関連した被害・迷惑が、異議申し立ての理由に挙げられていることに注目したい。1864 /72、1872/75年のバルメン闘争を通じて市当局・市議会が、1839年「街路条例」などを拠り所にした。 イエガー工場の拡張への反対とは一線を画していると考えられるからである。とくに、1872/74年闘 争に関係して伝来する史料から読み取れるように、住民に被害・迷惑を与える恐れのある工場は、そ の所有者が自主的に周縁部に移転することが社会ルールと理解されていたからである。典型的な史料 証言を2点紹介しておこうが。「以前は不快なモヤを大量に拡散していたラッカー工場の炉は、現在、 市外の丘の上に移転された…また、ラッカーを塗ったブリキ・ボタンを乾燥する炉だけが、イエガー 工場のそばのガス通りに建ってはいるが、個人的理由からその所有者は、来年5月1日までに工場全 体を、ほとんど人の住まない場所に移転すると述べている」、「その種の工場所有者は、我々の都市の 成長につれて近隣住民の受ける迷惑が何倍にも増えることを考慮して、自発的にか強制されてかを問 わず、都市法領域から工場を移転するか営業を停止してきた」。1840年代から1870年代に人口規模が

<sup>6)</sup> それぞれ、1872年12月19日付けのイエガーの抗告書に対する反論書と、1874年7月31日付けの商務省宛の反論書に含まれる表現だが (RD, 13260, pp.115r,220-220r)、この時期の環境闘争については、田北, 2010, pp.64-65を参照せよ。

4.6万から7.2万に増加するなかで、都市の行政サービスの比重が高まってくるなかで、異議申し立ての理由が変化してきた。

これらの異議に対してイエガーは、4月23日付けで反論書を提出した([12])。それは、絹染色工 場の経営者ラークを除く、4通の異議申し立て書を対象に、被害・迷惑との因果関係を根本的に疑問 視している。第1に、シュトクウムに工場を建設してから30年間「近隣住民から有害なモヤ・ガス排 出の元凶として苦情を受けたことはなく、新施設もガス排出などによって周辺地域に特別な迷惑をか けることはない」(op.cit., p.14)と、異議は杞憂に過ぎないとされる。第2に、ライフマンに対して は「果樹園そばに化学工場が建っていることは知っているのだから」(op.cit., p.14)、今後植樹は控 えるべきだと、居直りさえ見せている。最高裁判所においてルール工業地域においてコークス工場の 煤煙被害に悩む果樹園に対して、1916年「ルール地方で果樹園を営むことこそが無理」との判決が出 て、「その場で甘受すべき汚染水準」の原則が確立したことを思えば、決してイエガー一人の居直り とは、片づけられない (Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, pp.168 170)。第3に、都市所有の下水 処理施設の職員・労働者への被害・迷惑についても、「毎日、吐き気を催すようなモノを取り扱わざ るを得ない」([12], p.14) なかで、イエガー工場のガス排出を非難する理由を問いかけている。こ の論点は、1907/09年の環境闘争を通じて繰り返されることになる。第4に、工場周辺の地価下落の 心配は、過去数年間の上昇傾向によって否定されている (op.cit., p.14r)。第5に、異議申し立て人の 住居や墓地と工場の距離は大きく、被害発生の危険はないと論じている。バルメン闘争以来、都市平 面図を添付しての反論は、イエガーの常套手段である。最後に、立地的に制約の大きな化学工場の発 展自体を阻害する結果をもたらす危険性が、指摘されている。「アニリン染料工場といえば、それだ けで好ましくないと見なされる。しかし、搬入手段が欠如していたり、鉄道への接続がないために製 品の選択幅は、大きく制限されている。万一、理由説明が不要であるような異議申し立てが許される のであれば、中枢神経 (ドイツの発展を担う産業) の麻痺につながり兼ねない」(op.cit., p.14r)。 1863年には、多少表現こそ違うが、以下のように、同じ観点から批判を試みていたが、主力工場をデュッ セルドルフ郊外に移転した後だけに、主張には力がこもっている。「これまでガス生産時に発生する 無価値の副産物を高い価値物にまで高めた技術化学の最も美しい研究成果であるアニリン染料が、プ ロイセン全土で死刑宣告を受けてしまう」7)。

両当事者の言い分が出そろったところで、4月24日に第1回の意見聴取会が開催された([13])。その場では、反対派の言い分としてイエガー工場の排出するガス・モヤに起因する健康・植生被害と「距離の遠近を問わない大衆の往来への迷惑」(op.cit., p.17)を確認した上で、両当事者の説明を聞いた。ラークは、過去数週間にわたりイエガー工場のガス・モヤ排出を目撃したと証言している。他方、イエガー会社は、「生産時に発生する硫酸、塩酸や硫化水素の量はわずかなので、健康と植生の被害(に関する証言)は、迷惑の程度を誇張したものに違いない」(op.cit., p.18)と反発した。都市デュッセルドルフの代表者は、詳細な説明を聞いた後に、異議の適否を含めて再検討するとの意見を

<sup>7) 1863</sup>年6月10付けでイエガーが国王政府宛てに送付した書簡の一節である (RD, 13260, pp.9-9r: 田北, 2009, p.49も参照せよ)。

述べた([15])。

しかし、デュッセルドルフ市当局は、異議を取り下げることはなかった。5月7日付けで市雇用の化学者であるロ-ク博士の所説を下敷きにして、イエガーの提出した経営説明書の不備を指摘しつつ、詳細な理由説明を行っている([16])。まず、経営説明書全般の根本的欠陥が指摘される(op. cit., pp.20 20r)。製造過程で発生する蒸気・ガスと廃水に含まれる有害物質が、人と動植物にどの程度影響するかは、排出量と希釈化など処理方法に大きく左右されるが、それが記載されていない。したがって、ガス・廃水の量、煙突の高度や処理装置を明記すべきだというのである。次に、住民・市当局の大きな不安の種となっている悪臭についても、予防措置が挙げられていない(op. cit., p.20r)。「都市の公衆衛生的な関心から極めて重要な」都市の下水処理施設は、多額の資金を投じて建設されており、長い運転期間にもかかわらず、一度も苦情を受けたことがない。イエガー工場も、その点では共通の利害にたつが、予防措置を挙げないのは怠慢につきる。また、工場廃水のライン河投棄に関して、ライン河水利管理機関からの許可証も添付されていず、それに伴う漁業被害の検討も不可欠だという。

それに続いてアゾ染料を除き、製品別にガス・廃水に含まれる有害物質の処理方法と危険性が、最 新の研究成果も引用しながら論じられている。その主要なターゲットが、硫酸染料である。一つに、 少量のアンモニア、硫酸、硫化水素を含むガス・蒸気の煙突からの排出、あるいは食塩、硫酸ナトリ ウム、ソーダ、硫化塩の残る廃水のライン川投棄の危険性が指摘される。次いで、アンモニアと硫酸 を含むガス・蒸気が、人体と植物に与える直接・間接の影響が、レーマン氏の『実践的な公衆衛生の 方法』と題する1901年の著書に依拠しつつ、論じられている。大気中の濃度の差に応じて程度の違い こそあれ、被害の発生は疑う余地はない。とくに、一般住宅と並んで都市の下水処理施設、造園地・ 市有林が近隣に位置するため、ガス・蒸気の健康・植生被害に、これまで以上に大きな注意を払うべ きだという。さらに、様々な有機的な中間製品の生産時に発生する塩酸と硫化水素も、直接煙突に誘 導される予定であることから、人体・植物への悪影響は否定できないとされる。最後に、イエガーが、 責任転嫁を兼ねて悪臭源と槍玉に挙げた都市の下水処理施設について、反論を試みる。多額の資金を 投入し最新の技術を導入して、健康・生命の危険を回避するために最大限の努力を積み重ねてきてお り、「そこで働く専門職員」の名声は国外にまで鳴り響いていると自負している<sup>8)</sup>。したがって、「職 員・労働者の利益」(op.cit., p.22) 確保のためだけでも、工場拡張に反対すると強く主張する。それ と併せて、保養目的でライン河畔を訪問する散策者やカイザースヴェルト通りの通行者に対する被害・ 迷惑が指摘されている。

全体として、化学者ローク博士の助言を得て作成されており、この時期の異議の理由説明が、科学技術主義に貫かれているとの印象をうける。このデュッセルドルフ上級市長の理由説明と並んで、カイザースヴェルト市長も、これまでの説明を補完する内容の書簡を、地区委員会に送った([14])。イエガー工場の排出するガス・悪臭による通行人の迷惑に加え、次のように述べて、ラークのいう土地利用の用途と絡めた論拠を挙げている。「シュトックウム地区は、住宅地に予定されており、建設

<sup>8)</sup> 唯一、イエガー会社から寄せられた苦情も、ゴミ収集用の馬車から落下した汚物に起因することが明らかになったという。

の許可も既に下りている」(op.cit.)。

地区委員会は、デュッセルドルフ上級市長から提出された理由説明書を真剣に受け止めたようで、直ちに営業評議員からの意見を求めた([18])。5月18日付けで営業評議員は、簡単な解答を寄せている([19])。「寄せられた異議申し立てに鑑みて、現地調査を実施するよう希望する」と書き送った。科学技術的議論に終始することなく、現場の地理・自然的状況をまだ重要視していた様子が分かり、注目される。

地区委員会は、科学技術的な理由説明を踏まえて、第2回の意見聴取会の開催に踏み切った([20]、 [21])。この意見聴取会記録からは、幾つかの特徴を読み取れる([22])。第1に、両当事者の大半が、 それぞれ独自の化学者を同席させており、審査手続きへの科学技術主義の浸透を読み取れることであ る。イエガー会社からは、創業者の次男であるオットーの女婿で、同時に社史の編者でもあるカルル 博士が、反対派の企業家ラークには、会社お抱えのアダムス博士が、そして商業顧問官のライフマン には女婿で医師のヨハンセン博士が、そして都市デュッセルドルフの代表者にはヘンスオルト博士が、 それぞれ出席していた (Carl, 1926)。第 2 に、意見聴取会の審査は、科学技術を中心に進められて いる。議長役の地区委員会長、ヘンゼン博士による簡単な経過説明の後、前記のデュッセルドルフ上 級市長提出の理由説明書が読み上げられた。次いで、「専門家」として出席した営業評議員ボルクマ ン博士の意見表明が続いた。その意見は、基本的にデュッセルドルフ上級市長の言い分に賛同する内 容になっていた。「経営において発生するガスの排出(処理)について十分な説明が含まれていない」 (op.cit., p.36) と経営説明書の不備を鋭く指摘し、同時に「現地調査」を意識して、次のように発言 した。「エルバーフェルトに立地する同種の大規模な企業、F.バイヤー会社の場合、ガスは近隣の住 民と植生に迷惑にならないよう、そしてラーク会社に物的損害を与えぬように排出されている」 (op.cit., pp.36 36r)。バイヤー染料会社の講じた防止措置が、参照系として引き合いにだされている。 さらに、三番目の発言者も、ラーク会社のアダムス博士だった。説明書に挙げられたガス吸収法は、 技術的には可能だとしながらも、コスト的理由から「必ずしも必要な程度において採用されない危険 が伴う」と述べている。

第3に、イエガーによる発言内容は記載されていない。その代わりに、4月23日付けのイエガーの 反論書の内容を確認するための質疑が行われている。特に、イエガー会社の過去の対応実績を知るために、既存工場から排出されるガス・悪臭に起因する苦情の有無が、シュトクウム村長に問いかけられている。解答は、幾度か不快な臭気を感じたことはあったが、裁判に至るような苦情はなかったという。そのような質疑応答を踏まえて反対派住民のホルトゥムは、被害発生はないと納得して、異議を取り下げる意思を表明した。最後に、地区委員会は、意見聴取会の結論を2点に要約した。一つに、イエガーの提出した経営説明書の不備を認めて、排出されるガス・モヤを処理するための装置の図面・機能解説の提出を要求した。二つ目に、営業評議員から出された現地調査の必要に関する発言を意識してか、イエガー工場の周辺状況を的確に把握しつつ、それぞれの言い分の当否を判定した。近くにはジモンズ所有の染色場、都市の下水処理施設、および400米の距離にライフマンの屋敷が位置している。このうち処理施設は、1年を通じて悪臭源となることはないが、カイザースヴェルト市長らの

主張とは違って、その場所が住宅地向けに用途が限定されているとの説明には疑問を投げかけた。この時点では、科学技術的鑑定と現地状況とに等しく配慮した総括となっていたことを、確認しておきたい。

それを境にしてイエガー会社は、反対派の主張が誇張を含むことを論証するための活動を積極化させていく。まず、「最も大量の硫化水素が発生する」硫酸染料生産に関する実験を営業評議員の立ち会いのもとに実施して、ガス発生は少量であり、住民・植生被害とは無縁であると証明しようとした([23])。しかし、営業評議員は、6月22日付けの地区委員会宛の書簡において実験への立ち会いを拒否した([26])。実験レベルの成果を大規模生産にそのまま適用するのは危険だと、判断したからである。

それと並行してイエガーは、専門家の鑑定書を提出した。それを担当したのが、ベルリン工科大学 教授で枢密政府顧問官の資格をもつヴィット博士である ([24])。この史料は、抗告審のイエガー反 論書に添付されていたことは、既述の通りである。まず、ヴィット博士を鑑定人に依頼した理由説明 をみよう ([25])。ヴィット博士は、アニリン染料に関して最高権威としてその名声は、学界を超え て産業界にまで鳴り響いており、最適の専門家と見なせるというのである。大学における化学教育と 産業実践的な知識の兼備を鑑定人の必須条件と考える見解は、ひとりイエガーに留まらない。そのよ うな見方は、1878年創設の「化学連盟」の構成員の間で広く共有されていた。1886年帝国宰相宛に 「帝国技術当局」創設を求める嘆願書の草案が、次の証言を含んでいる。「技術的専門家による鑑定は、 産業技術的な分野に関連した全ての施設において立法者・行政役人双方にとって決定的な重要性をもっ ている。それ故に化学産業は、そのような鑑定が委託される機関が、最新の科学技術的進歩に関して だけでなく、産業の実践的要請に関しても正確な知識を備えておくべきであることに、これまで以上 に切実な関心を抱くにいたった」(CI,9,pp.320 321)。このヴィット博士の鑑定書は、後述のように、 10月1日の国王政府による条件付き認可決定にとって下敷きとなったので、その詳細は後に立ち返る。 このヴィット鑑定書は、平板な科学技術的な所見提示に終わらず、工場の立地する現地状況にも配慮 した内容になっていた。今回申請された製品の生産が安全である何よりの証拠として、都市中心部に 立地する余所の染料工場の例が引かれている。イエガー会社の数倍の規模の大工場が、長期間苦情を 受けることなく経営している ([24], pp.136 137)、ルトヴィヒスハーフェンやヘヒスとなどが典型 例だが、そこでは併せて工場建設後に、従って迷惑発生を承知の上で周辺に住宅地が形成された事実 にも注意が喚起されている。同じことはバルメンと隣接する、エルバーフェルトに立地するバイヤー 会社にもいえる。1891年にバイヤー会社は、主力工場をレヴァークーゼンに移転したが、その理由も 近隣住民の迷惑でなく敷地の手狭さにあったと、主張されている。

しかし、6月24日付けの地区委員会からイエガー宛の書簡から読み取れるように、実験の実施や鑑定書の送付より、第2回の意見聴取会で要求の出た、ガス・蒸気吸収装置に関する解説書の提出を急ぐように指示した([27])。イエガー会社は、7月1日にそれに回答を送った([28])。それを受けて地区委員会は、次の審査手続きに進んだ。それは、1870年代には全く知られていず、その間に生じた一大変化を象徴的に示している。7月6日付けで地区委員会が反対派住民・自治体首長宛に送った書

簡を手がかりにして、その中味を検討してみよう ([29])。

まず、既述のようなガス・蒸気吸収装置の図面・機能解説書と、ヴィット博士の鑑定書とが提出されたことを、意見聴取会に参加した反対派住民3名と自治体首長2名に通知し、併せて地区委員会の会議室において、それら資料を2週間閲覧に供すると知らせた。これは計画公示後、2週間の異議申し立て期間に実施されるのと、まったく同じ手続きである。問題なのは、次のステップである。すなわち、その閲覧後7月25日までに、異議を継続するのか取り下げるのか、理由説明を付して意見表明するように要求した。地区委員会は、それを改訂版の認可申請書の提出と理解して、再度意見表明を求めたのである。

反対派にとって対応が困難だったのは、「アニリン染料の最高権威」であるヴィット博士の鑑定書の内容に立ち入った理由説明を、要求されたことである。それに続くひと月半に伝来する史料は、書類の閲覧・転写の困難や商業旅行を理由とした期限延長の要求、および反対派からの意見表明に関係している([30]~[44])。結局、提出期限は8月10日まで延期されたが、この新たな審査手続きは「闘争」に大きな衝撃を与えた。

7月10日早々にカイザースヴェルト市長は、ヴィット鑑定書に挙げられた認可条件が満たされるの であれば、異議を取り下げる姿勢を明らかにした ([30])。また、反対派住民のホルトゥムも、最初 の意見表明期限の7月25日に地区委員会宛てに葉書を送り、カイザースヴェルト市長に追随した ([40])。化学者ヴィット博士の鑑定書は、反対派住民にとって高いハードルとなったのである。ただ、 自治体や企業のように自前の化学者に依拠できない一般大衆のために鑑定を行う職業も成立しており、 そのような事態に対処する手段は存在していた。以下、都市バルメンに立地するヘルベルツ化学会社 とダール染料会社の例を紹介しておこう。)。1884年4月ヘルベルツ会社による経営拡張に関する認可 申請に際し、異議申し立てをした反対派市民は、ドルトムント在住のカイザー博士を鑑定人に選んだ。 4月12日付けで作成された鑑定書には、カイザー博士の資格として、化学試験場の経営者かつ「裁判 において宣誓証言できる化学者」とある。裁判の審議過程で宣誓の上で証言できる化学者が、職業と して成り立っていたのである。このカイザー博士は、1885年3月ダール会社の認可申請を契機として 発生した環境闘争においても、都市バルメンの公衆衛生委員の紹介を受けて鑑定人に選定され、4月 19日付けで鑑定書を作成している。しかし、民間の化学者は、認可審査過程で必ずしも高い評価を受 けていなかったようだ。1885年4月19日商務相宛の書簡にあって国王政府は、ヴッパータールの事情 には通暁しているが、「ドルトムント在住の私的な化学者」と呼んで、明らかに官製の化学者より一 段低い鑑定人と見なしていたからだ。

次に、注意を引くのは、この時期技術的な専門家の役割を演じていた営業評議員とイエガーの緊密な関係である。7月23日付けのイエガー会社から営業評議員宛の書簡の冒頭に、会社の実質的な経営者であるカルルと営業評議員のシュルティウス博士の親密な関係を窺わせる証言が載っている([35])。ヴィット鑑定書の写しを、イエガー会社の商売敵と交友関係にあるラークには貸与しないよう、電話

<sup>9)</sup> 関係する史料は、文書番号 RD, 24608に所収されているが、この史料集には頁数が記載されていないので、史料発給の月日を書き添えておいた。

連絡を通じて依頼している。ウェケッターに従えば、営業認可の審査において上級鉱山局所属の監督 官と比較して営業評議員は、企業家にたいし高い自立性を確保していたが、それも、あくまで条件付きの認可発給を前提としてのことだったという (Uekötter, 2003, pp.148 150)。この点は、10月1日 の国王政府による認可決定の時にも確認されることになる。ただ、このような事情に鑑みて、営業評議員の活動の限界を一方的に強調する所説を無批判に継承できるか否か、疑問に感じている (Henneking, 1994, pp.107 111: Simons, 1984, pp.21 38)。

たしかに、支配的所説が自説の根拠に据えている、次の3点に異論を挟む余地はない。一つに、彼 らは工場監督官と児童・婦人を含む労働者保護とを兼務していたために、工場査察のための十分な時 間的な余裕がなかったこと。第2に、彼らの権限が直轄当局への報告・改善請求権に限定されていて、 肝心な執行権を与えられていなかったこと。第3に、1879年「職務規則」から看取できるように、彼 らの活動の力点が、あくまで企業家への助言・扶助に置かれていたこと。「彼らは、その任務を次の 点に求めるべきである。好意に基づいた調査・助言・仲介活動によって、労働者には法の恩恵を保証 し、同時に雇用主には、法が施設の建設と経営に課している種々の要求 (条件) を満たす上で、温情 をもって支援して、営業者・企業家の利益と労働者・大衆の利益の間を、彼らの技術的知識と職務的 経験に基づいて適切な仕方で仲介し、雇用者と労働者に対して信頼できる地位を確保するように。そ れによって、両者の間に良好な関係を築き、維持できるように」(Mbll, 50, p.153)。いちいち、もっ ともである。しかし、今回の史料調査から判断する限り、少なくとも1890年代頃まで、住民の健康被 害・迷惑回避を意識して活動していたとの印象を受けている。イエガー会社の認可申請に際して唯一 異議申し立てがなかった、1894年の例を紹介しておこう。10月 6 日付けで営業評議員テオドベルトは、 イエガー工場の沈澱池から採取した廃水の分析結果に基づき、漁業被害が発生しないような廃水処理 の義務化、定期的な検査、好ましくない検査結果が出た場合の改善義務の必要を指摘したが、それは 12月4日付けの認可文書にそのまま採用されている10。本論で対象にした20世紀初頭までの時期のう ち、どの時点で根本的な変化が生じたのか、機会を改めて検討してみたい110。

しかし、独自に雇用した化学者を抱えるデュッセルドルフ上級市長と企業家ラーク、また専門家に 鑑定書作成を依頼できる経済力をもつ商業顧問官ライフマンは、ヴィット鑑定書に批判的な見解を打 ち出して、闘争継続の意思を表明した。ただ、10月まで北米に商業旅行に出かけていたライフマンは、 不在中の対応をラークに一任しており([34])、鑑定書による反論は、抗告審にまでずれ込んでいる ([68])。以下、8月8日付けで地区委員会に送られたデュッセルドルフ上級市長の書簡から見ていこう([42])。

ヴィット鑑定書のもつ第1の問題点は、生産の安全性を主張するための証拠に挙げられた、都市中

<sup>10)</sup> 文書番号 RD, 24612, pp.60r-61, 65-66を参照せよ。

<sup>11)</sup> この点では、営業評議員の報告を所収した史料集の本格的な検討待ちの段階だが、筆者の判定のもとになった史料をもう1点紹介しておこう。それは、1891年7月7日付けでバルメン警察署長から国王政府宛てに送付された意見書である (RD, 24610, pp.237-238)。その内容は、1880年代半頃から国王政府(地区委員会)による杜撰な認可条件設定が目立つとの苦情に関連しているが、特に「営業評議員の鑑定結果が、無条件に価値をみとめられることはない」と言われているように、少なくとも営業評議員は企業・当局寄りに陥ることなく、真剣な取り組みを見せていたからである。

心部への大規模な染料会社の立地である。ヴィット博士は、近隣住民から大きな苦情が出ていない事実を強調しているが、それには2つの点で根本的な問題がある。一つは、そこに名前の挙げられた大規模な染料工場について苦情が寄せられなかったのには、それなりの理由がある。「染料工場の一部が、工場の労働者住宅と職員住宅の間に立地している」(op.cit., p.61r) ため、解雇を恐れた雇用人たちは苦情を控えている。もう一方は、ルトヴィヒスハーフェン、ヘヒスト、エルバーフェルト、ベルリンの場合、化学工場の建設が住宅形成に時期的に先行しているため、企業家の責任は不問に付されたが、イエガー会社の場合は事情を異にしている。住民の反対を押しきって、中心部に建設されたからである。第二の問題点は、工場から排出される酸性ガス・蒸気の処理方法に関してである。「完全に希釈化した酸だけを煙突に誘導する」と経営説明書は述べているが、ガス形成は一様ではなく、希釈ないし濃縮処理には、自ずと限界がある。また、どのように処理しても硫酸・塩酸ガスのうち少量は排出され、近隣の植生に被害が発生することは確実である。同じことは、硫基酸に鉄を加えた還元処理にもいえる。その際、硫化水素が発生して悪臭を放つからである。

企業家ラークの意見書は、北米旅行中のライフマンの見解を代弁する体裁をとりながらも、既述の ように、都市問題の事情通としてアダムス博士の助言に裏打ちされているだけに、高度な内容となっ ている([44])。第1に、都市中心部に立地する余所の工場を挙げて、イエガー工場の安全性を強調 する姿勢に批判を浴びせる。ルトヴィヒスハーフェンやヘヒストのような工場建設以前にほとんど住 宅がなかった場所で、工場の発展に牽引されて事後的に都市発展が起こったケースとの違いを明記す べきだという (op.cit., p.66)。その限りでデュッセルドルフ上級市長と重なる論点だが、苦情が寄せ られない理由については全く異なる説明を付している。「企業に経済的に依存しているので自治体で さえ、大工業を有力な納税者とみなして、程度の差こそあれ、大きな迷惑にも目をつぶりがちである」 (op.cit., p.67) と述べて、いわば企業城下町としての都市の特質に帰している。第2に、有害で悪臭 を放つガス・蒸気の処理方法について、技術的困難と並んで経済的理由にも言及している。経営説明 書に挙げられた生産規模を前提とする限り、少量の有害ガスを無害化するための高価な濃縮装置を導 入するとは考えにくい。同じことは、有害ガスの燃焼処理についてもいえる。ボイラーのみならず、 ガスを誘導するための導管や換気施設、送風施設への多額の投資が必要であり、おまけに燃焼装置の 設置のために認可申請まで必要となるからだ。企業家のラークが、企業利益につながらない、しかも 技術的にも困難を伴う投資に関して、「迷惑の回避(措置)は、多少とも企業家の善意に依存せざるを えない」(op.cit.,p.65) と述べて、懐疑的姿勢を示したのも、けだし当然である。第3に、技術的問 題は多岐にわたっているが、次の一文に凝集的に表現されている。「認可申請書に具体的に挙げられ た以上に技術・化学的工程の複合性に鑑みるとき、全ての危険物質を確認しないままで、認可が発給 される危険性がある」(op.cit., p.70)。第4に、4月20日付けの異議申し立て書において論及された、 1906年11月制定の「道路行政令」と関連づけて、化学工場の拡張計画の難点を指摘する。ラーク自身、 将来の工場移転を考えて、カイザースヴェルト通りからプロヴィンツ通りまでの土地を購入したが、 カイザースヴェルト市長から住宅地に指定されており、「工場や、その他迷惑を与えるような経営の 立地は許可できない」(op.cit., p.71) と説明を受けたというのだ。この行政令の趣旨に、そもそも反 しているというのだ。

以上のように、ヴィット鑑定書とイエガーの提出したガス処理装置の解説書に関する、反対派による科学技術的な意見表明を待って地区委員会は、第3回の意見聴取会に向けて最終準備を進めた。まず、8月30日付けで営業評議員のボルクマン博士に、イエガーに対する認可発給の可否と設定すべき条件について意見の打診をした([45])。ボルクマン博士の鑑定書は、1週間後に届いた([46])。それは、以下の引用から読み取れるように、ヴィット鑑定書を踏襲する内容となっていた。「私は技術者仲間の間で高い名声を博している化学者で、(ベルリン工科大学)教授でもあるヴィット博士の鑑定書からの支持をえて、C.イエガー会社による認可発給を承認したい。その際、近隣住民と工場労働者の被害と迷惑を回避するために8項目の認可条件の設定を勧める」(op.cit., pp.72 72r)。それら条件は、ヴィット鑑定書を下敷きにしており、10月1日付け認可決定に取り入れられた。したがって、ヴィット博士の権威が最大限発揮されたことを明記しておきたい。それに続いて、9月17日開催予定の意見聴取会への召喚状の郵送にとりかかった([47]~[49])。しかし、ライフマンの女婿から商業旅行を理由として開催期日の延長願いが出されたため、結局期日は10月1日に変更された([50]~[52])。

10月1日開催の第3回の意見聴取会は、認可発給の可否と設定条件を決める機会となった。それに関係して3種類の史料が伝来しているが、意見聴取会記録を概観して、1870年代以降の変化を明らかにしよう([53])。まず、冒頭に挙げられた認可発給の決定権を与えられた、「合議団」の構成の変化が目につく。第2期のバルメン闘争のハイライトをなす1874年4月18日の意見聴取会におけるその構成員と対比しつつ検討してみよう(田北, 2010a, p.85)。

今回は、議長役の行政裁判所長官を除けば、国王政府の役人代表として政府顧問官の2人、地区委 員会のメンバーとして農場所有者2名、枢密商業顧問官の肩書きを持つ企業家1名、政府代表者の枢 密政府顧問官1名、専門家の資格で営業評議員1名、の7名から構成されている。他方、1874年「合 議団」は、議長役の上級政府顧問官を除けば、政府顧問官1名、政府顧問官・医療評議員1名、ラン ト建設長官1名、専門家の資格でエルバーフェルト実業学校長・化学博士1名の4名から構成されて いる。1870年代には、営業認可制度導入の趣旨に沿って「住民に対する大きな不利益、危険、迷惑」 発生の可能性を判断するために、医療と建設の専門家が参加していたが、20世紀初頭には姿を消して いる。それに代わり、営業評議員が専門家の役割を担っている。書類・図面の予備審査と同じように、 医者が排除された点を確認しておきたい。それと並んで大きく変化したのが、地区委員会のメンバー として農場所有者・一般企業家の参加である。国王政府の官僚に代わり、地元名士をメンバーに加え て、一見する限り、在地的な状況を反映できるかの印象を与えている。しかし、それは正しくない。 「化学連盟」は、審査遅延の大きな原因として地区委員会の開催頻度の低さと併せて、科学技術的知 識の欠如を繰り返し批判している。「下級機関(地区委員会)は、適切な(助言者である)専門家が いないため、しばしば不当な決定を下しており、抗告を通じて、その判定を訂正しなければならなく なっている」(CI, 18, p.424)。彼ら科学技術の素人集団が加わったことが、既述のような営業評議員 の企業寄りの姿勢と並んで、「権威ある科学者」の作成した鑑定書の意義をいやが上にも高める結果

になったと、考えられる。

それと併せて、審査担当者に加えて当事者の同伴者の構成が目を引く。審査手続きの科学技術化を 反映するかのように、前回同様に両当事者が化学者を同席させている。ただ、第2回の意見聴取会と 比べて、議事進行については「新たな資料は、一切紹介されず、両当事者はそれぞれ自説に固執した ので合意には至らなかった」([59], p.90r) と簡単に紹介されているだけで、質疑応答の内容には触 れられていず、発言者が化学者に限定されたか否かは、明らかでない。

結局、和解は達成されず、合議団が協議の後、「意図される工場の拡張によって発生すると危惧される、近隣の土地所有者と住民の不利益、危険、および迷惑は、営業評議員が提案した後記の条件を満足することで、回避できる」(op.cit., pp.90r/91) と判断し、条件付きの認可発給を決定した。認可条件には、営業評議員の提案した8項目に、もう1項目が追加されていた(op.cit., p.91)。

条件1は、工場から排出されるガス・蒸気の処理に関わっており、提出済みの図面・機能説明書にある装置を使用することを義務づけている。

条件2は、健康に有害なガスの工場内外への大量排出の禁止と、排出前の吸収装置を使った硫黄分除去義務とに関わっている。下記の引用にあるように、工場労働者と近隣住民の健康保護を目的とした条件である。「健康に有害なガス・蒸気は、(工場)作業室と屋外に、大きな迷惑・被害を与えるほど大量に排出されてはならない。特に、有機物質に硫酸を加えて融解する際に発生するガス・蒸気は、技術的に実施できる限り、硫黄を吸収し除去すること。すなわち、煙突に誘導する前に、目的に沿って大規模に作られた吸収施設をくぐらせること」。

条件3は、高圧の生産装置に施すべき危険防止策に関係しており、急激な反応を抑制するための安全弁の構成など、爆発防止を主な目的としている。

条件4は、漁業被害や水流の汚染につながる廃水処理に関係しており、次のように、調整・浄化池を経由した後の排水を義務づけている。「廃水に含まれる物質の性質と量によって漁業に被害を与えたり、流路の著しい汚染を招くような廃水を、直接排出口に誘導してはならない。できだけ均質な廃水の性質を達成するために、排出口に導く前に、いろいろな工程からでる廃水を、大規模な調整池において沈殿させること」。

条件5は、ニトロ・アミド化合物という危険度の高い物質を扱う労働者の保護に関係しており、完全密閉の導管による排出と衣類の徹底した洗濯を、その内容としている。「液体のニトロ・アミド化合物は、それら物質との接触から労働者を保護するために、漏れのない導管を通じて排出すること。それら液体で汚れた衣服は、危険な中毒を回避するために、ただちに脱いで徹底的に洗濯すること。必要とあらば、(企業家が)労働者に適切な作業服を支給し、定期的に洗濯するようとりはからうこと」。

条件6は、労働者の安全確保のために、食事・着替え向けの休憩室の設置義務と関係している。 1865年プロイセン政府発布の「アニリン条例」にも盛り込まれている条項である (Mbll, 26, pp.38 43)<sup>12)</sup>。

条件7は、作業中の事故防止のために化学産業の「経営者団体」が定めている「事故回避規定」を

尊重すべきという指示を内容としている。

条件8は、認可条件の修正・補完が必要となった場合、地区委員会が留保する事後的な改善請求権に関係している。1855年「化学工業固有の認可法」(Mbll, 16, p.188)に盛り込まれた条項だが、10月1日発給の認可決定には「必要となった場合」について、下記のような補足説明が載せられている。「認可条件の修正・補完に関する必要性が、在地警察当局から提出されたとき」([54], p.92r)、その後の審査手続きは、通常の認可審査と同様に両当事者を召喚して進めると明記されている。

条件9は、工場廃水のライン河排出に関係しており、ライン水利管理機関からの特別な許可の取得をその内容としている。営業評議員ボルクマンの提案した条件に、新規に追加された条件に当たる。

環境闘争の経過を念頭に置きつつ以上の認可条件を考慮するとき、いくつかの特徴を読み取れる。第1に、反対派住民とデュッセルドルフ市当局の異議申し立ての理由説明は、排出ガスと悪臭による被害・迷惑を中心としていたが、廃水処理がほぼ同等に扱われている。一方で、1880年代末から「化学連盟」も「廃水委員会」を設置して流水汚染問題にも真剣に取り組み始めるが、化学工業の発展に伴い発生する環境問題の重心移動が反映されているとも、見なせる(Simson, 1978: Henneking, 1994, pp.125 137)。他方では、認可申請をめぐる環境闘争にあって水流汚染が、個人や自治体レベルで公益毀損の証拠の一つとして挙げづらい事情をも示唆するかのようである。第2に、1891年営業条例の改訂により「工場規則」の作成が義務化されるのと歩調を合わせるかのように、近隣住民に加え労働者の保護を目的とした条件が多数設置されている(Pohl, 1983, p.135)。第3に、この認可決定の条件設定に当たり下敷きとなったのは、ヴィット鑑定書に大きく依拠した営業評議員による提案であった。ウェケッターは、営業監督官の果たす重要な役割の一つを、企業家から譲歩を得られるような条件付きの認可発給にあったと考えているが、この事例も、その所説を裏付けている(Uekötter, 2003)。

この条件付きの認可決定を伝えられたイエガーは、直ちに対応した。条件9に挙げられたライン河への廃水排出の許可を、10月7日には早くもライン水利査察官から取得した([56])。10月1日付けの認可決定が、郵便によって両当事者に伝えられて、第1ラウンドの闘争は終わった([57])。

#### (2) 第2ラウンドの抗告審 (1907年10月19日~1908年2月4日)

10月1日付けの認可決定が郵送されると、反対派住民2人とデュッセルドルフ上級市長は、申し合わせたかのように10月19日に抗告書を提出して、闘争の第2ラウンドが始まった。ただ、商業顧問官ライフマンが送付した抗告書は、完全な形では伝来していず、11月5日付けの補足説明と添付資料から内容を推測するしか方法はない([58]、[67]、[68])。他方、企業家ラークは、8月26日付けのヴィット鑑定書に対する意見表明も超えるような包括的な抗告書を提出した([60])。デュッセルドルフ上級市長は、最初の抗告書に加え、10月28日付けで補足説明を商務相宛に送付している([59]、[63])。ラークの抗告書は、冒頭で「かなり遠方でも感知できる」([60], p.107) 悪臭・ガス被害の事実確

<sup>12) 1855</sup>年制定の「化学工業固有の認可法」と、この条例の内容について、田北, 2006, pp.158-159を参照せよ。

認から始めている。その際、労働者保護を名目にイエガーの実施する迅速な排出措置が、かえって周辺住民・大衆への迷惑を増幅しているという。「それら臭気・ガスは、当該施設で雇用されている職員・労働者にはほとんど知覚されないが、その一方で、その施設の近くの道路を利用する通行人は、ある種の化学物質の影響にさらされ、身体的な変調を引き起すことがある…もちろん、作業場は、労働者の健康を考慮して、悪臭(ガス)が過剰にならないようにしなければならない。そのために換気、蒸気捕捉器によってそれが広がらないようにしてある。逆に、その種の工場は悪臭・モヤに囲まれる結果になっている。もっとも、その強度は、天候や経営状況(好不況)に応じて多様ではあるが」(op. cit., p.108)。ラークは、アダムス博士の助言を得て、悪臭の原因となる物質を挙げつつ詳細な説明を加えているが、その強調点の一つは、有害ガスの排出抑制措置を講ずるかどうかは、イエガーの良心に依存していることである。この論点は、8月26日付けの異議申し立ての理由説明でも挙げられていたが、今回は認可条件2に記載された「技術的に実施できる限り」という限定条件のもつ実効性を、直接問題にした点で特徴的である。特に、この表現は、後述のように、商務相の抗告審決定によって修正されることになる。工場からの排出ガスに起因する植生被害が、繰り返されていることは言うまでもない。

第2に、1906年11月7日発布の既述の「道路行政令」を引き合いに出して、法規定への抵触をこれ まで以上に詳細に論じている。その行政令によれば、イエガー工場の敷地周辺は、住宅地専用と用途 の指定があり、それを拠り所にしてカイザースヴェルト市長は、ラークが以前提出した工場建設計画 を退けている。その限りで、以前の主張の繰り返しに過ぎないが、今回は、行政令の第8条を引用し、 アニリン染料工場につきものの迷惑に言及しつつ、市当局の姿勢を糾弾した点で特徴的である。「定 期的な経営を行ったとき、有害で迷惑なモヤを拡散して、近くの道路通行者に迷惑や不利益を与えた り、あるいは近隣住民・大衆に生命・健康の危険を及ぼす可能性のある施設は、ローハウゼン・シュ トクウム村落内に建設してはならない」(op. cit., pp.110 111)。それだからといって、ラークは、そ の場所での産業発展の阻害を意図したわけではない。「私自身、産業経営に従事する者として、偏狭 な理由から産業企業に異議申し立てをして、産業の発達するもりはない...私の関心もそこにあるが、 産業家は、繁栄に導くような発展を希求するのと同時に、産業の発展に伴って発生する被害をできる 限り回避するという考えを捨ててはならない」(op. cit., pp.112 113)。産業家の基本姿勢として利益 追求と併せて迷惑回避措置の採用を挙げている。これは、1872/75年バルメン闘争において反対派の リーダー格である企業家たちが主張した所見に通ずるところがある。少なくとも、1870年代の前半ま で周辺住民に迷惑をかける恐れのある工場の経営者は、人口の希薄な場所に工場を移転することが、 一つの社会ルールとなっていた。今回、立地移動ではなく、迷惑の予防・回避措置が企業家の不可欠 な対応と理解されていることに、注意を喚起しておきたい。工場主といえども、地域社会のルールを 守ることは、当然事と見なされていたのである。環境史研究者の間で経済還元論など大理論に一方的 に依拠する姿勢への反省を踏まえて、「善玉・悪玉の図式から離れて」利害当事者の織りなす関係を 追求する必要が叫ばれている理由も、その辺りにある。筆者の主張する政策主体アプローチに沿い、 時代を追ったゲーム・ルールの変化と環境闘争の行方を見極める必要がある所以である。

第3に、産業都市の発展につれて保養地の候補地が減るなかで、シュトクウムは「新鮮な空気のなかで」精神的・肉体的なリフレッシュをはかれる数少ない場所なことである。デュッセルドルフ市当局の手になるのかと見まがうほど詳細に、都市の地誌的発展と都市計画を踏まえた論述となっている。「カイザー・ヴィルヘルム公園、ホーフガルテン、都市デュッセルドルフが、アニリン工場から排出される硫化水素・硫黄酸など悪臭・ガスに覆われてしまうのか、それともライン河の川面を渡る空気に触れられるかは、美的・景観的にも重要である」(op. cit., p.114)。このような景観保全を正面から論じた証言は、この時期例外に属しているが、イエガー会社が将来相次ぎ認可を取得して大規模化することが予想されるだけに、十分に重みをもっている。

第4に、認可条件2と絡めて、「大きな」被害・迷惑の回避という曖昧な表現が俎上に載せられている。これは、産業・都市化の進展につれて法的拘束力を与えられるようになる「その場では甘受すべき汚染水準」原則と不可分な問題だが、デュッセルドルフ上級市長も同じ批判を行っているので、以下に併せて論じることにしよう。

デュッセルドルフ上級市長から商務相に提出された抗告書は、認可条件の限界をえぐり出している ([59])。「(認可) 決定に際して設定された条件を仔細に検討してみて明瞭なのは、危険・迷惑の完全 な回避が不可能だということである」(op. cit., p.105)。その例として、条件2の労働者と住民に対 する「大きな」迷惑、条件4の水流の「著しい」汚染を挙げて、「認可条件は、(発生を予想される) あらゆる不利益と、わずかでも存在する不快感を完璧に遮断することを保証してはいない」(op. cit., p.105r) と糾弾する。また、ラークも、条件2を挙げつつ、健康に有害なガス・蒸気の排出を「大き な」被害・迷惑を与えない範囲に抑制する狙いを持つと述べ、健康被害が証明されない限り、自由な ガス放出を許容する論拠ともなりうると、非難している ([60], p.110)。特に、迷惑の程度の評価は、 個人と地域によって多様であり、そうした曖昧な概念を使用すること自体が問題とされている。「産 業施設が充満している地域では、迷惑と感じられない個々の産業経営が、産業が立地しないか、わず かしか立地しない他の場所では、『大きな(迷惑)』と感じられる」(op. cit., p.110)。この「大きな」 をめぐる論争が、それぞれの場所・地域における産業的発展度や主力産業の種類に応じて「甘受すべ き汚染水準」原則の形成に導き、司法的にも確立したことは、ブリュッゲマイアーとロンメルスパッ ハーの共著が教える通りである (Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, pp.35 49:田北, 2004, pp.322 325)。次元こそ違え、同時期に「化学連盟」は、新規に認可申請を行うべき「大きな」変更をめぐり 活発に議論しており、万事、程度の問題として片づける方向が鮮明化してきていたのである19。この 場では、デュッセルドルフ上級市長とラークの抗告理由が、そのような潮流をつよく意識していたこ とを、指摘しておきたい。

最後に、ライフマンの抗告書と添付された「科学調査機関」の鑑定書を検討しておこう。その抗告 書は、果樹園の被害に対する損害賠償を軸とした、これまでの理由説明からは鮮明に一線を画している ([67])。企業世界に身を置く一人として、産業的発展の阻害を意図していないことの意思表示か

<sup>13)</sup> その法的代弁者であるフォッセンの見解によれば、「大きな」変更に当たるのは、作業場の変更、製造装置の変更、工場の立地移動の3項目に限定すべきだという (Vossen, 1909, p.390)。

ら始めており、その限りで「盟友」ラークと同じ論調をなしている。次いで、認可条件のもつ問題点として、やはり「大きな」被害・迷惑発生の抑制に留まり、「他の経済企業が、その種の工場拡張によって存立基盤が掘り崩されない」(op.cit., p.123) との保証が与えられていない。特に、ライフマンの「歴史の古い権利」である果樹園経営に深刻な打撃を被ってきたし、その拡大が将来にわたり危惧されるという。それを裏付けるために技術的な鑑定書を添付した。この鑑定書は、「科学的調査機関」の手になるが、肝心の作成者と作成年月日は書かれていない([68])。それが、後ほどイエガーから鑑定書の信頼性を疑問視させることになった。

この鑑定書は、認可条件に対し鋭い批判を寄せると同時に、植生 (果樹園) 被害の危険性を論じている。第1に、条件2にある「大きな」という形容詞に疑問を提示している。ほぼ、上級市長とラークと重なる議論となっているので、詳細は省く。第2に、イエガーの提出した経営計画書にある生産規模では発生するガスは少量に留まり、そもそも吸収・濃縮処理など技術的に困難と考えられることである。第3に、認可条件が厳格に遵守された場合でも、動植物被害は回避できない。硫化水素に起因する植生被害に関する研究は乏しいが、少なくともコークス工場の周辺植生への悪影響は周知の事実となっている。植物の葉組織に対する直接被害に加え、土壌劣化による間接被害も否定できない。それ以外に金属の錆びや劣化も招く恐れがあると結論されている。

それら抗告書が出そろった後、11月7日付けでイエガーによる包括的な反論書が作成された([69])。今回は、既述のヴィット鑑定書に加えて、アーヘン大学植物学教授のヴィーラー博士の鑑定書が添付された([65])。イエガーの説明によれば、ヴィーラー教授こそは、意見聴取会の席上で反対派のライフマンとラークの両氏から「植物学の権威」として鑑定人に推薦された人物だという([69], p. 134)。ここでも、「斯界の権威」を前面に押し出し、鑑定書の科学技術的水準が誇示されている。なお、その反論書は、一般的立場の表明、反対派の意図、および各反対派の挙げる論拠に対する批判的検討の3部から構成されているので、順次見ていこう。

第1に、イエガーの基本的立場は、抗告の取り下げ要求である (op. cit., p.130)。その論拠は、2つある。一方は、工場敷地周辺の状況は「現地調査により、計画される施設建設に伴う迷惑については、解明されるはず」(op. cit., p.130) だからである。もう一方は、カイザースヴェルト市長と2人の反対派住民は、ヴィット鑑定書に納得して異議を既に取り下げたことである。「枢密顧問官であるヴィット教授のような権威によって、すでに退けられた所説」に固執した、根拠なき抗告は取り下げるべきだという。

第2に、反対派が頑強に抵抗する理由は、3タイプに分類できるという (op. cit., p.131)。一つは、工場建設後に後発的に土地を取得した住民にとっては、「化学工場の拡張を阻止して一層の地価高騰を狙う」(op. cit., p.131) ことが、その目的だという。多少観点こそ違え、ハンブルクの化学工場経営者グルーバー博士は、1890年論文のなかで損害賠償金獲得を目的に後発的に土地取得した農民を英国で「タール農民」(Gruber, 1890, p.588) と皮肉を込めて表現する所説を紹介しており、「化学連盟」もこの問題を深刻に受け止めていたことが分かる。後に、反対派住民・自治体首長が揃って、その論法に反論したことは言うまでもない([73]、[74])。次に、原因を他者に転嫁する方向である。

硫黄ガスの大量排出の点で責任を負うべきは、イエガー会社というよりは、むしろ石炭を燃料とする一般家庭、煙突を備える経営全体、および蒸気機関車に他ならないとする。ブリュッゲマイアーとロンメルスパハーの共著に従えば、煤煙被害の元凶をめぐる産業・一般家庭間の責任論争は、第一次世界大戦後のフランス・ベルギー軍によるルール占領まで続いたというが、この主張は、その走りとも見なせる (Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, pp.50 52)。第3に、事前営業認可制度における異議申し立ての法的根拠とはなり得ない理由を挙げた、筋違いの抵抗である。工場周辺の土地利用の用途に関する将来計画を引き合いに出したり、果樹園被害のように「特別な私法的権原に依拠した」損害賠償のための異議申し立てが、それに当たる。

それに続いて、デュッセルドルフ上級市長、ライフマン、ラークの抗告書に対して個別に反論を試みる。デュッセルドルフ上級市長については、2つの角度から批判する。一方は、排出ガス・悪臭の元凶は、都市所有の下水処理施設に他ならないという主張である。「都市の糞尿や水底堆積物からなる混合物の濾過作業に当たる浄化施設」([69], p.132)が、不快さの点でもイエガー工場の排出ガスを上回っている。下水処理施設の方向から風が吹くとき、イエガー工場の敷地内に住む化学者、手工業者、奉公人は窓を閉めざるをえないと非難さえしている。もう一方は、ライン河畔の保養・散策者向けを名目とした公園建設についても、皮肉に満ちた非難を浴びせている。蒸気機関車や周辺1~2キロ以内にある政府庁舎の煙突から排出される煤煙が公園全域に及んでおり、工場拡張計画に反対しても無駄だという。それに加えて、「週日に、保養のためと称して工場近辺をうろつくような者は、たいがい仕事嫌いの浮浪者である。そのような女々しい連中に思いやりのある態度で臨む必要などない」(op.cit., p.133)。当時の企業家の意識を如実に反映した、痛烈な表現である。

ライフマンについては、11月5日提出の理由説明を除けば、既述の法的理由から取り上げる必要もないという。また、果樹園被害と工場からの排出ガスとの因果関係については、2通の鑑定書を参照せよと簡単に片づけている。ここでは、その論拠とされたヴィーラー鑑定書を概観しておこう([65])。それは、イエガーの依頼を受けて、工場の排出するガス・蒸気が周辺の土壌・植生に与える影響について、科学的所見の提示を依頼されたことに由来している。ヴィーラーは、アーヘン近郊の都市シュトルベルクとイエガー工場のガス排出量を比較することで解答に代えている。前者の最大の煤煙排出は、24時間に85トンの二酸化硫黄にも達しており、当然、土壌劣化が危惧される水準に達している。他方、「イエガー工場のように小規模な経営から排出される酸は、広い範囲に拡散されるので、(土壌劣化・植生被害を)危惧する必要はない」。この鑑定書をめぐっては、11月19日付けの地区委員会宛の書簡において11月5日付けのライフマン提出の鑑定書が簡単に取り上げられている([77])。その鑑定書には署名と作成年月日の記載がなく、挙証能力に欠けると鋭く指摘されているが、この点は否定のしようもあるまい。

最後に、ラークの挙げた詳細な抗告理由については、3点から反論を試みる。一つに、認可条件が「大きな」被害・迷惑の回避に限定されているとの批判はあるが、そもそも営業条例の主旨に適った決定である。1845年営業条例の第26条を挙げておこう。「その立地ないし経営の属性によって近隣の土地所有者や住民にとって、あるいは一般大衆にとって大きな不利益、危険および迷惑が発生する恐

れのあるような営業施設の設立のためには、特別な行政的認可の取得が必要である」(GS, 1845, p. 46)。次に、植生被害については、上記のヴィーラー鑑定書の内容を参照すれば十分である。最後に、ラークの取得地が工場建設を禁止され、イエガー会社に許可された理由は、後者の工場敷地が「道路行政令」の対象外に位置していたからに他ならない。したがって、3者とも抗告を取り下げるのが適切であると主張する。

その後、11月25日と12月13日にライフマンとデュッセルドルフ上級市長から、それぞれイエガーの 反論書に対する意見書が提出された。ライフマンは、1894、1906の両年の土地取得は、「ドイツにおいて模範となる果樹園建設」([73], p.158)を目的としていたと、主張する。投機目的でない何よりの証は、50万マルク以上を投資して屋敷、あずまや、倉庫、生け垣を建設した事実であり、「卑しい物の見方」しかできないイエガーが「土地投機批判」の時流にのって述べたと非難している (op. cit., p.159)。他方、デュッセルドルフ上級市長は、3つの観点に向けて反論した。第1に、ゴルツハイム周辺の土地取得目的を投機と決めつける姿勢への反論である。下水処理施設と北部公園の建設のための敷地確保が目的だったという。第2に、下水処理施設を悪臭源だと決めつけて、責任転嫁する姿勢への反発である。定期的に専門家による立ち入り検査を実施しており、施設・経営とも完璧な評価を与えられている。イエガーの批判を除けば、過去数年間に苦情を受けたことはないという。第3に、2通の鑑定書が「大きな迷惑なし」との結論を導き出す上で基礎資料とされたのは、イエガー会社の報告書に過ぎず、現場の状況を正確には反映していないということである。

以上のような抗告者と企業家イエガーとの間の意見応酬を踏まえつつ、1908年1月15日付けで商務 相は最終判定を下した ([77])。それは、認可条件 2 に微修正を施しただけで、前年10月 1 日付けの 認可決定を基本的に追認した。「条件2の末尾にある『吸収装置』の語の後にある『浄化される』に 続いて、『1立方米当たり0.25グラム以上の硫黄化合物を含まないこと。そして1立方米当たり0.5グ ラムの三酸化硫黄を超える酸を含まないこと』の表現を追加する」(op. cit., p.164)。そのような限 界値を設定するに至った理由を、抗告審決定は、次のように説明する。基本的には、地区委員会 (国 王政府)の設定した条件を満たす限り、近隣住民・大衆への被害・危険・迷惑は発生しないと、判断 した。但し、反対派の主張する「アニリン工場の経営から有害なガス・蒸気が発生する可能性がある」 (op. cit., p.164r) との疑念は、無理からぬと考えた。条件2にある「技術的に実施できる限り」とい う曖昧な表現に代えて、明確な限界値を挙げることにしたというのである。ヘンネキンクは、この認 可条件の微修正を環境闘争の成果の一つと理解しているが、それは正しい (Henneking, 1994, p.243)。 しかし、環境闘争の過程で反対派住民・自治体首長が繰り返し主張してきた、現地状況に関する配慮 は一切なかった。「限界値」設定という認可条件の厳密化をもって抗告審が決着したことは、逆に、 中央政府における科学技術主義の浸透をつよく印象づける結果となった。その後、商務相の抗告審決 定が、地区委員会に通知された。通知を受けたイエガー会社は、1月24日に早くも地区委員会宛に3 月末までに建設を終える予定だと報告した([78])。その後、1908年2月4日付けで認可文書が作成 された ([79])。当然、それは写しを必要部数作成して、両当事者に送付されたはずだが、それに関 する史料は伝来しない。その後伝存する史料は、不動産税賦課のための建設費に関する報告と、イエ

ガーの負担する抗告審費用の徴収に関係するものが中心である([81]~[86])。

#### (3) 闘争の残り火 (1908年10月~1909年1月)

1908年2月4日付けでイエガー会社に認可文書は発給されたが、それによって今回の環境闘争が幕 引きとなったわけではない。1908年末デュッセルドルフ上級市長は、イエガー工場から排出されるガ スの悪臭について厳しい苦情を寄せたからである。ただ、この関係で伝来する史料は、8年12月31日 付けのデュッセルドルフ上級市長から地区委員会宛の書簡(苦情書)と翌年1月22日付けのイエガー から地区委員会宛の書簡 (解答書) の2点に過ぎない。それを手がかりにして、1907/09年闘争の最 終局面を一瞥しておこう。上級市長の書簡は、苦情の発端を次のように伝えている。「1908年10月13 日にイエガー工場のわきに位置する下水処理施設の立ち入り検査が行われたとき、都市医師は、路面 電車を降りた途端に、その処理施設の方から不快な腐臭が漂ってくるのを確認した。もっと正確に調 べてみると、処理施設からではなく、ライン河畔に立地するイエガー工場から悪臭が広がっているこ とが分かった。風は工場の方から吹いてきており、その臭気は、処理施設のある敷地と境を接して建っ ている工場付近で、最も強烈であった」([86], p.234)。下水処理施設の都市医師による立ち入り検 査の際に、イエガー工場から飛来する不快な腐臭に気がついた。上級市長は、自身反対派の一員とし て抗告審まで戦い抜いた事情もあって、厳しい対応を要請した。「以上のことから私は、イエガー会 社の経営拡大に関する認可発給に際して設定された条件を変更する理由が、でてきたと考える。そこ で、地区委員会は、認可条件8によって留保されている権限を行使し、明白な弊害を除去するように、 お願いしたい」(op. cit., pp.234/234r)。経営開始後に周辺住民・大衆にとって大きな危険・迷惑が明 らかになったときに行使できる、認可条件見直しの作業に移るよう要求したのである。

この苦情書は、1月12日に地区委員会からイエガー会社に送られた。1月22日付けの解答書でイエガーは、次のように鋭く反発した([87])。いささか長い文章だが、引用してみよう。「10月13日に都市処理施設のそばで都市医師が臭気による迷惑を知覚したことは確認されているが、その根源は、医師が最初適切に推測したとおりの場所に求められるべきである。その時期、私の雇用人や偶然の(工場)訪問者たちは、都市(当局)が、大都市の廃棄物から濾過した不廃物を、近隣住民に配慮することなく処理していると、厳しく苦情を寄せていた。この状況の本質的要素として、次のことが指摘できよう。化学工場は(肥料工場であったとしても)、「腐臭」を発散することはない。発散する臭気は、その起源に応じて多様ではあるが、「酸性の、刺すような、涙を催させるような、息苦しくするような。と、表現される化学的な蒸気から発散されるにすぎない。問題となっている「腐臭」は、腐敗した有機物から出てきた有機的要素 一 都市がその(処理)施設の内部ないし周辺に集めている 一 の特質をなしている…とくに、3月遅れで苦情が提出された事実は、それが「十分に根拠あり」とは考えにくく、むしろ、苦情内容の正確さを「厳密に確認する」ための検証が必要である。ちなみに、営業帳簿から判断して、10月中旬の問題の日には、本工場の経営担当者・化学者は休暇中で、新工場では働いていなかったことが確認されている」(op. cit., pp.235/236)。一つに、化学工場から排出されるガス・臭気は、都市医師の確認した「腐臭」であるはずはないことである。イエガー自身、工場か

ら排出されるガス・悪臭の性質について、「酸性の、刺すような、涙を催させるような、息苦しくなる」と表現して、迷惑の拡散を認めてはいるが、「腐臭」の発生源は、都市の下水処理施設に違いないと断定している。二つに、10月13日に確認された迷惑について、3ヶ月後に初めて苦情を寄せた姿勢にも、「十分に根拠ありとは認めづらい」と、疑問を呈している。その際、工場経営の責任者である2人が不在であった事実を挙げて、苦情内容の信憑性にも疑問を呈している。

後半部では、批判の矛先を処理施設に向けると同時に、イエガー工場の潔白さを論証している。「大都市のゴミ処理の大変さを承知していたので私は、これまで国王政府について(発生する)弊害を糾弾しようとは考えないで、当地に居住する人びとの迷惑が顕著となったとき、時たま都市に抗議した程度どである(都市との往復書簡をみよ)。私は、吐き気を催すような悪臭が住宅地まで侵入してきたときには、電話を通じて迅速な対応を要請した。都市の処理施設は、しばしば不快感を呼び起こすような、そしていつも吐き気を催させるような仕方で周辺地域に迷惑を及ぼしてきた」(op. cit., p.236)。他方で、3つの角度から、イエガー工場からの排出ガスとの因果関係の存在を否定する。一つは、営業評議員ボルクマンは、立ち入り検査のたびに、悪臭の発生源となっていなかったと証明している。二つに、「しばしば工場を訪問するカイザースヴェルト市長」も、その事実を確認している。三つ目に、シュトクウムに家屋を所有する一人の住民の証言、「そこに化学工場があるとは気づかなかった」(op.cit., p.236)を引き合いに出している。恐らく、この時期、科学技術的専門家の役割を担った営業評議員の証言もあったためか、認可条件の変更というデュッセルドルフ上級市長の苦情は受けいられることはなかった。

#### むすび

本論は、1907年2月のイエガー会社から提出された経営拡張の認可申請を契機に発生した「環境闘争」を対象に取り上げ、闘争に参加した諸主体(中央政府・自治体、企業、市民)の関係に生じた変化を、審査手続きに投影されるゲーム・ルールの変化と絡めて考察した。その際、時代的に先行する1860/70年代のイエガー会社をめぐる闘争と比較しつつ接近した。最後に、これまでの検討結果を、それら2つの変化と絡めて要約することで、むすびに代えたい。

まず、1870年代以降の「営業認可法・執行規則」など法制度の変化が、いろいろな次元で審査手続きに影響していた。第1に、営業認可の審査窓口は、これまでの国王政府・内務部から同部に設置された地区委員会に変わっていた。ただ、ヘンネキンクの主張とは違って、1883年「行政法」の発布後、ただちに窓口の交替があったわけではない。1884年改訂の「執行規則」は、1883年「行政法」を引き合いに出してはいるが、実際にデュッセルドルフ行政管区において地区委員会が窓口となったのは、1888年秋以降のことである。

第2に、提出された書類・図面の予備審査を担当したのは、郡医師と郡建築官であった。少なくと も、1884年「執行規則」に従えば、営業評議員が郡医師に代置されていたが、健康への影響を考慮し てか、郡医師に依頼されていた。筆者は、営業評議員の役割の限界を強調する所説を無批判に継承す るつもりはないが、営業認可制度導入の本来の目的である「周辺住民・大衆の不利益・危険・迷惑の 回避」を考慮するとき、審査手続きから医師が排除されたことは、営業評議員の資格取得の前提とし て医学的知識は要求されていなかっただけに、長期的に大きな意味を持ったと考えている。

第3に、計画公示の際に、あらかじめ第1回の意見聴取会の日程が掲載されていた。これまで、その開催日程は、住民・自治体からの異議申し立ての提出を待って決められていたが、1884年「執行規則」の改訂に沿って、認可審査が「至急事項」に指定されたことを反映したものと考えられる。

そのような法・執行規則の変更と関係してはいないが、この闘争から看取される最大の変化が、第2回意見聴取会終了後に行われた申請書の修正とヴィット鑑定書の提出後に地区委員会から要求された、二回目の異議申し立てに関する理由説明である。最初の計画公示と同様に、排出ガス・蒸気の吸収・濃縮装置の図面・機能説明書が2週間程度閲覧に付されて、異議申し立てまでの手続きも踏襲された点で特徴的である。それに対してカイザースヴェルト市長と反対派住民が異議を取り下げた。それは、「アニリン染料に関する権威」であるベルリン工科大学教授ヴィット博士の鑑定書の内容に踏み込んだ意見表明を求められたからに他ならない。このヴィット博士こそは、イエガーが述べているように、学界における化学研究・教育の第一線で活躍しただけでなく、産業的実践にも通じた「斯界の第一人者」として、まさに化学連盟の要請する産学連携的な知識を備えた人物であった。ウェケッターは、第2帝政期をドイツ環境史における「分水嶺」と見なす所説を提示し、その拠り所の一つに、1901年「給水と廃水処理のための王立試験・調査機関」の設置に象徴されるような、「環境政策の科学化」をあげていたが、科学技術主義は、営業認可の審査過程にまで浸透していたのである(Uekötter, 2007, p.20)。

したがって、このような新たな審査手続きの採用は、一般大衆の異議申し立てをこれまで以上に困難にした。その後、抗告審まで抵抗した反対派は、お抱えの化学者をもつ企業家2名とデュッセルドルフ上級市長に限定されていた。もちろん、1880年代にはドルトムント在住の試験場所有者の化学者カイザー博士のように、「裁判において宣誓のうえ証言できる化学者」の肩書きをもつ職業も成立していて、一般住民が科学的説明を行うための機会がなかったわけではないが、それが大きな障害となっていたことは否定しようもない。しかも、国王政府から商務相宛の書簡からも読み取れるように、官製の研究者に比べてカイザーは「私的な化学者」と一段低い存在と見なされていたからである。

それと併せて、忘れてならないのが、自治体当局が反対派に与していたことである。都市当局が強硬に抵抗した理由は、病院経営に代表される公衆衛生的な取り組みの活発化や下水処理・公園・路面電車など近代的な行政サービスの提供と関連した、公益擁護に他ならなかった。19世紀ヴッパータールの産業的発展を概観したJ.ロイレッケは、工業化の最終局面に達する1860年以降人口の急増とも相まって「自治体給付行政」の展開を論じているが、そのような都市経済社会の変化は、この営業認可闘争にも反映されているのである(Reulecke, 2001, pp.70 71: 馬場, 2002)。1870年代のバルメン闘争から看取できるような、1839年「道路条例」や、「周辺住民に危険・迷惑を及ぼす企業は自主的に住宅地外に移転する」という社会的ルールの支配する都市社会とは、明瞭に一線を画することを看過してはならない。この時期、都市当局は、化学工場の経営拡大に際して、必ずといって良いほど反対

派の立場に立ったが、そのような行政サービスの拡充が背景にあったのである。

次いで、既述のような科学技術主義の浸透につれて、工場周辺や地理的・気象的な事情は、次第に後景に退くことになった。営業認可制度の性格規定をめぐる「住民保護」か「産業保護」かという論争と関連づけて言えば、産業保護に大きく傾斜したのである。住民やデュッセルドルフ上級市長が主張した排出ガス・廃水による健康・動植物(公益)被害の発生という論点は、少なくともラント評議員(郡長官)の提言やヴィット鑑定書において、まだ論じられてはいたが、その後、正面からは取り上げられなかった。この点は、商務相決定が現地の事情を等閑に付したまま「限界値の設定」で決着した事実から、容易に読み取れる。新たに認可審査の窓口として登場した地区委員会は、地方名士から構成されていたが、地元の事情を尊重する方向に導いたのではない。また、「化学連盟」の主張とは違って、科学技術的な素人集団として、審査手続きを遅延させたわけでもない。それとは逆に、営業評議員の後押しもあって、権威ある専門家の鑑定結果を安易に追認することで、審査手続きの迅速化をもたらした。したがって、1872/75年バルメン闘争において50名を超える住民の証人尋問が実施され、上級市長・市議会の大規模なキャンペーンも手伝って、イエガー会社が主力工場の市外移転を余儀なくされた事情を考慮するとき、隔世の感がある。この点に鑑みるとき、冒頭に紹介した弁護士フォッセンの所説も、多分に誇張を含んでいると言わざるを得ない。中規模の化学企業、イエガー会社にとっても、営業認可の審査手続きは、比較的スムースに進行していたからである。

1907年ベルリン工科大学の講師 T.ヴァイルは、「化学工業ほど、多様な健康被害に見舞われる業種はないが、万能の勝利者である技術の成果の前に驚きをもって立ちすくむ」(Andersen, 1990, p.167)と述べて、化学産業における科学技術主義の勝利を宣言したが、1907/09年イエガー会社をめぐる闘争は、その見本となる事例を提供していたのである。もちろん、産業部門と地域を問わず、同じような過程が並進したとは考えてはいない。事実、ヘルトに立地するヘルマン製鉄所で発生した1899/1910年の損害賠償請求訴訟は、少なくとも第一審に関する限り、営業評議員と郡医師の鑑定結果より地元住民の証言を重視した判断を示している(田北, 2004a, p.323)。それでも、「その場で甘受すべき汚染水準」原則の確定を妨げることはできなかった。したがって、次なる問いは、科学技術主義に大きく傾斜していく認可審査の変化の端緒に関わる問題だが、それは機会を改めて論ずることにしよう。

#### 史料・文献一覧

#### < 未刊行史料 >

ノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館(デュッセルドルフ)所蔵史料。文書番号 Regierung Düsseldorf (RD と略す)

 RD,13260: Acta betreffend die Anlage einer Fabrik zu Lohausen zur Herstellung von Anilinblau, Anilinviolet, Anilingrün und Schwefeläther seitens des Carl Jäger zu Barmen Vol.1 (1875 1889)

- 2. RD, 24607: Anlage chemischer Fabriken, Bd.11 (1883 1884)
- 3. RD, 24608: Anlage chemischer Fabriken, Bd.12 (1884 1885)
- 4. RD, 24609: Anlage chemischer Fabriken, Bd.13 (1885 1889)
- 5. RD, 24610: Anlage chemischer Fabriken, Bd.14 (1890 1891)
- 6. RD, 24611: Anlage chemischer Fabriken, Bd.15 (1891 1894)
- 7. RD, 24612: Anlage chemischer Fabriken, Bd.16 (1894-1897)
- 8. RD, 24623: Anlage chemischer Fabriken, Bd.27 (1909 1910)
- 9. RD, 24640: Acta betreffend die chemische Fabrik Anlage des Wesenfeld & Co. zu Barmen (1845 1873)
- RD, 24645: Acta betreffend die Anilinfarben Fabrik des Carl Jäger in Barmen an der Wasserstrasse
  (1863 1875)
- 11. RD, 33441: Akten betreffend die Einrichtung chemischer Fabriken, Bd.28 (1908–1909)

#### <刊行史料>

Bundes Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes. (BGと略す)

Gesetz Sammlung für Königlichen Preussischen Staaten. (GS と略す)

Reichs Gesetzblatt. Reichsministerium des Innern. (RG と略す)

Ministreial Blatt für die gesammte innere Verwaltung in den Königlichen Preussischen Staaten. (Mbll と略 す)

Der Verein zur Wahrung der Interessen der chemischen Industrie Deutschlands (ed.), *Die Chemische Industrie*. (CI と略す)

#### <研究文献・論文>

Andersen, A., 1990, "Roth, blau und grün angestrichene, Schrecken erregende Gestalten". Farbstoffindustrie und arbeitsbedingte Erkrankungen. in: Andersen, A. /Spelsberg, G. (ed.), *Das Blaue Wunder. Zur Geschichte der synthetischen Farben*. Köln, pp.162–192.

Andersen, A., 1993, Umweltgeschichte — Abschied vom Fortschritt. in: Museum der Arbeit (Hamburg) (ed.), Europa im Zeitalter des Industrielismus. Zur "Geschichte von unten" im europäischen Vergleich, Hamburg, pp.75 86.

Andersen, A., 1996, Historsiche Technikfolgenabschätznung am Beispiel des Metallhüttenwesens und der Chemieindustrie 1850 1933. Stuttgart.

Arnold, T., 1987, "Wir sind mit Wupperwasser getauft". Ein Beitrag zur Umweltgeschichte Wuppertals. (Mitteilungen des Stadtarchivs Wuppertlas, des Historischen Zentrums und des Bergischen Geschichtsvereins, Jg.12 Heft.1/3), Wuppertal.

Arnold, T., 1990, "Ein leichter Geruch nach Fäulnis und Säure...". Wasserverschmutzung durch Färberei und frühe Farbenindustrie am Beispiel der Wupper. in: Andersen, A./Spelsberg, G.(ed.), Das Blaue Wunder. Zur Geschichte der synthetischen Farben. Köln, pp.145 161.

- Beyer, E., 1876, Die Fabrik Industrie des Regierungsbezirkes Düsseldorf vom Standpunkt der Gesundheitspflege. Mit Genehmigung der Königlichen Regierung zu Düsseldorf für die internationale Ausstellung für Gesundheitspflege und Rettungswesen in Brüssel dargestellt. Oberhausen a.d.R.
- Brüggemeier, F.J., 1996, Das unendliche Meer der Lüfte. Luftverschmutzung, Industrialisierung und Risikodebatten im 19 Jahrhundert. Essen.
- Brüggemeier, F.J./Rommelspacher, T., 1992, Blauer Himmel über der Ruhr. Geschichte der Umwelt im Ruhrgebiet 1840 1990, Essen.
- Carl, R.W., 1926, Carl Jäger GmbH. Anilinfarbenfabrik 1823 1923 Düsseldorf.
- Die Industrie und Handelskammer Wuppertal (ed.), 1956, Industrie und Handelskammer Wuppertal 1831 1956 (Festschrift zum 125 jährigen Jubiläum am 17. Januar). Wuppertal.
- Freytag, N., 2006, Deutsche Umweltgeschichte Umweltgeschichte in Deutschland. Erträge und Perspektive. in: *Historische Zeitschrift*, 283, pp.383 407.
- Gruber, Dr., 1890, Die chemischen Fabriken und ihre Nachbaren. in: Zeitschrift für angewandte Chemie, pp.584 589.
- Henning, F.W., 1981, Düsseldorf und seine Wirtschaft. 2 Bde., Stuttgart.
- Henneking, R., 1994, Chemische Industrie und Umwelt. Konflikte um Umweltbelastungen durch die chemische Industrie am Beispiel der Schwerchemischen, Farben und Düngermittelindustrie der Rheinprovinze (ca. 1800–1914). Stuttgart.
- Hoth, W., 1975, Die Industrialisierung einer Rheinischen Gewerbestadt dargestellt am Beispiel Wuppertal. Köln.
- Hüttenberger, P., 1992, Umweltschutz vor dem Ersten Weltkrieg. Ein sozialer und bürokratischer Konflikt. in: Hoebink, H. (ed.), *Staat und Wirtschaft an Rhein und Ruhr 1816 1991.* Essen, pp.268 284.
- Jordan, H./Worf,H. (ed.), 2001, Werden und Wachsen der Wuppertaler Wirtschaft. Veränd.Neuaufl., Wuppertal.
- Krötz, W., 1982, Die Industriestadt Wuppertal. Geschichtlicher Atlas der Rheinlande. Beihefte IV/1., Köln.
- Machtan, L./Rene, O., 1987, Erwerbsarbeit als Gesundheitsrisiko. Zum historischen Umgang mit einen virulenten Problem. in: Brüggemeier, F.J./Rommerspacher, T. (ed.), *Besiegte Natur. Geschichte der Umwelt im 19 und 20 Jahrhundert.* München, pp.124 142.
- Mieck, I., 1967, "Aerem corrumpere non licet". Luftveruneinigung und Immsissionsschutz in Preussen bis zur Gewerbeordnung 1869. in: *Technikgeschichte*, 34, pp.36–78.
- Pohl, H./Schaumann, R./Schönert Röhlk, F., 1983, Die chemische Industrie in den Rheinlanden während der industriellen Revolution. Bd.1 (Die Farbenindustrie), Wiesbaden.
- Radkau, J., 1997/99, Technik und Umwetgeschichte. Teil I, in: Geschichte in Wissenschaft und Unterricht, 48, pp.479 497. Teil II, in: Geschichte in Wissenschaft und Unterricht, 50, pp.250 258. Teil III,

- pp.356 384.
- Reulecke, J., 2001, Die industrielle Entfaltung des Wuppertals im 19. Jahrhundert. in: Jordan, H./Wolff, H.(ed.), Werden und Wachsen der Wuppertaler Wirtschaft. Veränderte Neuauflage, Wuppertal, pp.49 72.
- Scheinert, W., 1988, Joseph Wilhelm Weiler, Julius Weiler und das Anilin; Zur Entwicklungsgeschichte der deutschen Teerfarbenindustrie und der chemischen Technik vor dem Ersten Weltkrieg. in: *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte*, 33, pp.217–231.
- Siemann, W. /Freytag, N., 2003, Umweltgeschichte eine geschichtswissenschaftliche Grundkategorie. in: Siemann.W (ed.), *Umweltgeschichte. Themen und Perspektiven.* München, pp.7 20.
- Simons, R., 1984, Staatliche Gewerbeaufsicht und gewerbliche Berufsgenossenschaften. Frankfurt am Main.
- Simson, J., 1978, Die Flussverunreinigungsfragen im 19. Jahrhundert. in: VSWG, 65, pp.370 390.
- Uekötter, F., 2000, Konsens ohne Strategie. Der Kampf gegen die großstädtische Kohlenrauchplage in Braunschweig und Hannover. in: Hauptmeyer, C.H. (ed.), *Mensch Natur Technik. Aspekte der Umweltgeschichte in Niedersachsen und angrenzenden Gebieten*. Bielefeld, pp.111 135.
- Uekötter, F., 2003, Von der Rauchplage zur ökologischen Revolution. Eine Geschichte der Luftverschmutzung in Deutschland und den USA 1880 1970 Essen.
- Uekötter, F., 2003a, Das organisierte Versagen. Die deutsche Gewerbeaufsicht und die Luftverschmutzung vor dem ökologischen Zeitalter. in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 43, pp.127 150.
- Uekötter, F., 2007, Umweltgeschichte im 19. und 20. Jahrhundert. (Enzyklopädie deutscher Geschichte, Bd. 81), München.
- Werner, G./Köllmann, W./Schürmann, H.W., 1959, Wirtschafts und Sozialgeschichte der Stadt Wuppertal von den Anfängen bis zum Ersten Weltkrieg. (Heimatchronik der Stadt Wuppertal), Köln.
- Werth, A., 1908, Geschichte der Stadt Barmen. Festschrift zur Jahrhundert Feier. Barmen.
- 赤津正彦, 2003,「産業革命期イギリスにおける大気汚染問題:1821年『蒸気炉煙害除去法』を中心に」『社会経済史学』69 4, pp.71 91。
- 加来祥男, 1986, 『ドイツ化学工業史序説』ミネルヴァ書房。
- 田北廣道, 2000,「ドイツ学界における環境史研究の現状:エネルギー問題への接近方法を求めて」 『経済学研究 (九州大学経済学会)』67 3, pp.61 85。
- 田北廣道, 2003,「18 19世紀ドイツにおけるエネルギー転換:『木材不足』論争をめぐって」『社会経済史学』68 6, pp.41 54。
- 田北廣道, 2003a,「『ドイツ最古・最大』の環境闘争: 1802/03年バンベルク・ガラス工場闘争に関する史料論的概観」『経済学研究』69 3・4, pp.235 269。
- 田北廣道, 2004, 『日欧エネルギー・環境政策の現状と展望:環境史との対話。九州大学出版会。
- 田北廣道, 2004a,「19 20世紀ドイツにおける環境行政の諸局面:環境史の挑戦」『経済学研究』70 4/5, pp.311 339。
- 田北廣道, 2004b, 「19世紀ドイツ環境史: 『エコ革命』?」 『九州歴史科学』32, pp.68 70。

#### 20世紀初頭ドイツ化学工業と環境闘争:1907/09年イエガー会社の事例

- 田北廣道, 2004c,「ドイツ中世都市『最古の悪臭防止文書』: 15世紀後半のケルン経済社会」 藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像:史料と理論の対話』九州大学出版会, pp. 543 568。
- 田北廣道, 2006, 「19世紀後半プロイセンにおける工業化と環境立法の整備:住民運動活性化の引き 金」『経済学研究』72 5/6, pp.19 63。
- 田北廣道, 2008, 「ルール地方の化学工業と環境運動: 1875 77年イエガー染料会社を例として」『経済学研究』74 5, pp.47 91。
- 田北廣道, 2009,「ドイツ化学工業勃興期の環境闘争: 1864 1872年イエガー染料会社の場合」『経済学研究』75 4, pp.27 73。
- 田北廣道, 2010,「19世紀ドイツの工業化と環境闘争: 政策主体アプローチの可能性」『歴史科学』201, pp.1 14。
- 田北廣道, 2010a, 「1872 75年イエガー染料会社と環境闘争:鑑定書・証言録にみる闘争の諸相」『経済学研究』77 1, pp.71 119。
- 田北廣道, 2011,「社会経済史学の再構成に向けて:ドイツ環境史の可能性」(1) 『経済学研究』 77 5/6, pp.73 107。
- 田北廣道, 2011a, 「社会経済史学と環境史:対象・方法の革新」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望(社会経済史学創立80周年記念)』有斐閣(印刷中)。
- 馬場哲, 2002,「ヨーロッパ近代都市:ドイツを中心として」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望(社会経済史学会創立70周年記念)』有斐閣, pp.480 490。

[九州大学大学院経済学研究院 教授]